

山梨県森林整備加速化・林業再生交付金実施要領

平成27年3月20日 森整第1917号

第1 目的

この要領は、山梨県森林整備加速化・林業再生交付金の適正な実施のため、山梨県森林整備加速化・林業再生交付金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第2 事業の内容

事業の内容等については、次によるものとする。

- 1 事業種目別基準（別表1）
- 2 工種又は施設区分（別表2）
- 3 施設別の上限建設費（別表3）
- 4 補助対象経費（別紙1）

第3 事業計画等

- 1 要綱第1条に定める山梨県森林整備加速化・林業再生協議会（以下「協議会」という。）は、要綱第3条に定める事業計画の素案を作成し、様式1により知事に提出するものとする。
- 2 事業計画の素案は、様式2により当該年度の交付金事業に係る次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 事業種目
 - (2) 事業の実施箇所（市町村名）
 - (3) 事業実施主体
 - (4) 事業内容
 - (5) 事業費
 - (6) 個別指標
- 3 事業計画の素案における目標を定める指標は、別表4の指標のガイドラインに基づき記載する。
- 4 事業計画の素案を変更する場合は、様式1, 2をそれぞれ準用して作成するものとする。
- 5 事業計画の素案の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。
 - (1) 要綱別表1の1の(1)及び(2)、2、3、4、5、6及び7の(1)の施設（以下「施設」という。）については、利用計画及び収支計画からみて、事業の実施効果の発現が十分に見込まれるものであること。
 - (2) 施設について、適切な出資金の確保や運転資金を含む資金計画、用地の手当の明確化、原価計算の妥当性等の観点から、当該計画が確実に実行されると認められるものであること。

- (3) 過剰と考えられる施設整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう、施設整備の事業実施主体と連携を図り作成するものとし、施設ごとの投入費用が、原則として別表3に定める上限建設費の範囲内で、必要と認められるものであること。
- (4) 交付金事業における交付金の総額並びに路網の整備及び木造公共施設等整備に係る交付金の総額は、別に県が定める森林整備加速化・林業再生計画（以下「再生計画」という。）に記載されている金額を超えてはならないこと。
- (5) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条に定める地域森林計画、同法第10条の5に定める市町村森林整備計画、当該地域に係る国、山梨県又は市町村の土地利用に関する計画等に則したものであること。
- (6) 事業主体については、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続きを行うこと。

第4 協議会

要綱第1条に定める協議会については、次に掲げる事項を満たすものとする。

- 1 代表者及び役員が定められていること。
- 2 協議会の構成員は、交付金事業を実施する地域の市町村、森林組合等の林業事業体・林業経営体、木材加工業者、木質バイオマス需要者等とする。
- 3 協議会の目的、事業内容、意思決定の方法、構成員の参加資格、事務及び会計に関する事項、内部監査に関する事項等が、定款等に定められていること。
- 4 協議会の目的及び事業内容が、森林整備加速化・林業再生事業実施要綱（平成27年2月3日付け26林整計第733号事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）別記1の第2で定める事項に照らし、相応しい内容となっていること。
- 5 国要綱別記1の第2の3の業務内容が、協議会の行う業務として定款等に位置づけられていること。
- 6 構成員等についての名簿が作成され、適切に管理がなされること。
- 7 事業計画書及び収支予算書が作成されるとともに、交付金事業を実施した年度の事業報告書及び収支決算書が作成されていること。
- 8 業務を的確に遂行するに足る、人員、経理的基礎及び事務処理能力を有すること。
- 9 協議会に部会を設けた場合において、部会の意見が適切に反映されることが担保されていること。

第5 事業実施主体

事業実施主体については、要綱の別表1に定めるとおりとする。

また、事業実施主体は、再生計画に基づき事業を実施するものとする。

なお、事業実施主体については、いずれも、相当期間にわたって事業活動を継続することが確実であって、かつ、規約等により適正な運営が行われることが確実であると認められるものに限るものとする。

第6 事業実施期間

事業実施期間は、原則として1年間とする。

第7 交付金事業の実施

- 1 交付金事業は、第3の事業計画の素案に基づいて、それぞれの事業実施主体が所要の手続きを経て実施するものとする。
- 2 交付金事業に係る交付金の交付申請、受領及び事業実施主体への交付金の交付並びに事業実施の指導監督に係る事務は、知事及び市町村長（以下「知事等」という。）が行うものとする。
- 3 知事等及び事業実施主体は、地域の実情に鑑み、過剰と見られるような施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減に努めるものとする。
- 4 知事等及び事業実施主体は、交付金事業のうち施設等整備に対し計画数量等に基づく定額で補助金額を算定するものについて、特に、施設等整備後の事業の実施状況を十分に把握し、計画達成に努めることとする。
- 5 知事は、必要があると認めるときは、事業実施主体に対して交付金事業の遂行の状況に関し報告を求め、又は職員に調査させるものとする。

第8 交付金の交付申請

- 1 要綱別表1の事業メニューのうち4については、知事が必要であると認める場合は、交付金交付申請を市町村長を経由して行うものとする。この場合、交付対象者は市町村長の定める補助金交付要綱等に基づいて交付金交付申請書を作成し、必要書類を添付して市町村長に提出するものとする。市町村長はこれを取りまとめて知事に提出するものとする。
- 2 交付金交付申請書に添付する事業メニューごとの添付書類は別表5に定めるとおりとする。

第9 着手状況報告等

- 1 要綱別表1の森林整備加速化・林業再生整備交付金の事業メニューのうち2、4、5、6及び7、森林整備加速化・林業再生推進交付金の事業メニューの1については、事業主体は、当該工事に着手し、又は事業契約を締結したときは、速やかに着手状況報告書（様式3）を知事に提出しなければならない。
- 2 要綱別表1の森林整備加速化・林業再生整備交付金の事業メニューのうち2、4、5、6及び7、森林整備加速化・林業再生推進交付金の事業メニューの1については、事業主体は、交付金の交付決定のあった日から事業が完了する日までの間、各月の末日における事業の進捗状況を進捗状況報告書（様式4）により知事に提出しなければならない。

第10 工事完成報告

- 1 要綱別表1の森林整備加速化・林業再生整備交付金の事業メニューのうち2、4、5及び6、森林整備加速化・林業再生推進交付金の事業メニューの1については、事業主体は、建設工事等が完成したときは、速やかに完成報告書（様式5）を知事に提

出しなければならない。

- 2 知事は、前項の完成報告書を受理したときは、職員をして検査を行うことができる。

第 11 実績報告等

知事は、要綱第 7 条の事業実績報告書を受理したときは、書類の審査及び必要に応じて現地検査を行うものとする。

第 12 達成状況報告等

事業実施主体は、事業計画の素案に定めた個別指標の目標値の達成状況について調査し、調査年度の翌年度の 5 月末日までに様式 6 により、知事に報告するものとする。

- 1 目標年度は、別表 4 に定めるとおり事業実施年度又は事業実施年度の翌年度から起算して 3 年目とする。
- 2 調査年度は、事業実施年度から目標年度までの各年度とする。

また、施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設（以下「収支を伴う施設」という。）に係る収支実績については、営業（実施）年度から起算して 3 年間調査する。

第 13 事業評価

- 1 要綱第 13 条に基づき、事業実施主体は、個別の事業について、森林整備加速化・林業再生交付金事業の事業評価実施要領（平成 27 年 2 月 3 日付け 26 林整計第 748 号林野庁長官通知）に基づいて、下記のとおり事前評価及び事後評価を実施するものとする。

2 事前評価

事業実施主体は、事業計画の素案の作成段階において、費用対効果分析による事業効果の測定を行い、知事に報告するものとする。

3 事後評価

事業実施主体は、目標年度において、事前評価を行った事業ごとに費用対効果分析による事業効果の測定を行い、評価年度の翌年度の 5 月末日までに知事に報告するものとする。

第 14 改善措置等

- 1 知事は、事業計画の素案において個々に設定した指標の目標値の達成状況が低調である場合は、その原因を調査・分析するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 低調である場合とは、次の（ 1 ）及び（ 2 ）の場合とする。

（ 1 ）事業計画の素案に定める指標について、目標年度における目標値の達成率が 70% 未満である場合

（ 2 ）事業計画の素案に定める指標について、目標年度までの期間における目標値の達成率が単年度で 50% 未満の場合

- 3 知事は、2 の（ 1 ）の場合、又は（ 2 ）の場合で、かつ、指標の目標年度において目標達成が困難と判断される場合には、中小企業診断士（中小企業支援法（昭和 38 年 7

月 15 日法律第 147 号)第 11 条に定める中小企業の経営診断の業務に従事する者)等による経営指導及び事業主体によるその要因及び推進体制、施設の利用計画等の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画の作成を含む目標達成に向けた措置(以下「改善措置」という。)を実施するものとする。ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等予測不能な事態の場合を除く。

- 4 知事は、改善措置を実施しても、なお目標値の達成率が単年度で 50%未満である場合は、事業の中止又は条件を付した事業の継続等の検討を行うものとする。

第 15 施設整備等の一般的基準

- 1 交付金の対象となる事業費は、山梨県又は当該市町村において使用されている単価及び歩掛りを基準として、当該地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。また、施設については山梨県において一般的に使用されている仕様を基準とし、規模、構造等についてはそれぞれの目的に合致させるものとし、経費の節減に努めることとする。

なお、交付金対象とする建物に係る敷地整備の面積は、建坪面積のおおむね 3 倍以内とする。

- 2 1 箇所又は 1 施設の個々の事業については、単年度で完了することを原則とする。ただし、知事がやむを得ない事情により必要があると認める場合は、この限りでない。
- 3 自力又は他の助成によって整備に着手した施設を本交付金事業に切り替えて事業の対象とすることは、認めないものとする。
- 4 個人施設若しくは目的外使用のおそれのある施設又は事業効果の少ない施設は、交付金事業の対象としないものとする。
- 5 交付金事業の対象とする施設は、原則として、耐用年数がおおむね 5 年以上のものとする。
- 6 施設等の設置に当たっては、原則として木造とし、使用する木材は、「間伐材」又は林野庁作成の(木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月公表。以下「合法性ガイドライン」という。))に準拠した「合法木材」とする。
- 7 広く地域住民の利用に供し、その利用料金や販売代金等により運営する施設の利用見込みを設定するに当たっては、近隣地域における同種又は類似施設の利用状況や需要動向等を踏まえたものとする。
- 8 施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設(以下「収支を伴う施設」という。)については、次のとおりとする。
 - (1) 事業費がおおむね 5,000 万円以上のものについては、経営診断を受けるものとする。なお、経営診断により指摘された改善点等を収支計画等に反映させ、当該施設の運営が適切に実行されることが認められるものであること。
 - (2) 事業計画が過大とならないよう、1 施設当たりの総事業費は、原則として 15 億円を上限とする。

ただし、上限を超える必要がある場合にあつては、知事が林野庁長官にその必要性を協議するものとする。

(3) 補助残に対する自己資金の割合(事業主体の自己資金(事業主体として金融機関等に返済の義務がないもの。)/(事業費 - 補助額(県等による上乗せ補助を含む。)))は、原則としておおむね 12%以上とする。

9 収支を伴う施設において、生産ラインの増設等、生産量の増加を伴う施設を既施設に追加すること(以下「追加事業」という。)は、原則として、既施設の目標年度まで認めないこととする。

ただし、次のいずれにも該当する場合は、目標年度の終了前であっても追加の実施を妨げない。

(1) 追加事業の実施年度において、目標年度における生産等の目標数値を既におおむね達成している若しくは達成されることが確実であること

(2) 需要先が確保され、供給量の増大が可能な状況であること

(3) 追加事業の実施年度の直近の単年度収支が黒字となっていること、又は黒字になることが確実であること

(4) 資金の調達が確実であること

10 施設費は、新築、新設又は新品の取得による事業のほか、既存施設及び資材の有効利用等からみて、当該地域又は事業の実情に即し必要があると認められる場合には、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品古材の利用に係る事業を対象とすることができるものとする。

(1) 施設の入替え(既存施設の全部又は一部を廃棄して、新築、新設又は新品の取得を行う事業をいう。以下同じ。)については、次のとおりとする。

ア 既に所有している生産・加工・流通施設の規模又は能力が、おおむね 30%以上増大すると見込まれる場合とする。

ただし、既存の機械を環境に配慮した機械に入れ替える場合は、その生産の規模又は能力が同等又は増大すると見込まれるときには補助の対象とすることができるものとする。

イ 対象経費は、事業費から既存施設の処分価格を控除した額とする。

ウ 施設の一部のみを入れ替える場合にあっては、既存施設の耐用年数等を十分考慮して実施するものとする。

(2) 増築、改築、併設又は合体の事業については、次のとおりとする。

なお、既存施設の取壊しに係る経費は、補助の対象としないものとする。

ア 増築

増築とは、新たに施設の面積、容積又は延長を増加することを目的として、既存施設に接続して施設の新築又は新設を行うことをいうものとし、増築によって拡大する部分が既存施設と同程度以上の構造及び仕様である場合に限り対象とするものとする。

ただし、既存施設と増築により拡張する部分の受益の態様が異なる場合はこの限りでない。

イ 改築

改築とは、既存施設の全部又は一部を取り壊した後、引き続きこれと用途、規模及び構造が著しく異ならない施設を設置することをいうものとし、既存施設の

資材を活用することができる場合に限り補助の対象とするものとする。

ウ 併設

併設とは、他種の既存施設に接続して施設を設置することをいうものとし、既存施設の利用上支障がないと認められる場合に限り対象とするものとする。

エ 合体

合体とは、他種の事業と同時に合一して施設を設置すること又は二以上の事業実施主体が同種の事業を同時に合一して施設を設置することをいうものとし、設置しようとする施設の設置目的及び利用が阻害されず、かつ、それぞれの事業の固有の工事費又はそれぞれの事業実施主体が負担する工事費が区分され、共通する工事費が施設の規模、能力又は利用区分に応じて按分することが可能である場合に限り対象とするものとする。

なお、合体により施設整備を実施する場合の補助の対象となる経費と対象以外の経費の区分は、床面積、容積、施設の構造等を基準として実情に即した方法で行い、実施設計書において明らかにしておくものとする。また、実施設計費及び工事雑費はそれぞれの事業費の割合に応じて按分するものとする。

- (3) 使用する古品古材は、新品新資材と同程度の耐用を有するものとし、購入価格は、適正に評価され、かつ、新品新資材の価格を下回るものとする。
- 11 以下の場合については、補助の対象とすることは認めないものとする。
 - (1) 整備を予定している施設の規模等が、計画を達成する手段としては、過大であるもの。
 - (2) 新技術を導入する場合であって、現地での事業効果の発現が十分に明らかでないもの。
 - (3) 木材加工施設等の収支を伴う施設について、施設規模に見合った間伐材等の原料調達、製品販路の確保等の方策が明確となっていないもの。

第 17 施設の管理

事業実施主体は、事業について厳正かつ的確な実施を期するとともに、事業の目的が十分達成されるよう事業完了後における運営管理に必要な措置を講ずるものとする。

- 1 管理主体（原則として事業実施主体とする。以下同じ。）は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産等については、補助金の趣旨に即して適正に管理運営するものとする。
- 2 管理主体は、施設の管理運営状況を明確にするため、その種類、所在、構造規模、価格、得喪変更の年月日等を記載した台帳を備えるものとする。
- 3 管理主体は、施設ごとに管理規程を定めて適正な管理運営を行うとともに、その更新等に必要な資金（償却引当金等）の積立てに努めるものとする。
- 4 事業主体が、普通地方公共団体である場合は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に定める指定管理者に管理を行わせることができる。
- 5 施設の処分等の取扱いについては、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号大臣官房

経理課長通知)」を適用するものとする。

- 6 施設等の転用等の取扱いについては、「森林整備事業等の施行地等の転用等に伴う補助金等の返還措置要領(平成19年8月22日付け19林整整第315号林野庁長官通知)」を適用するものとする。

附則

- 1 この要領は、平成27年3月20日から施行し、平成27年2月3日から適用する。

別紙 1

森林整備加速化・林業再生交付金交付対象経費

第 1 森林整備加速化・林業再生整備交付金

1 路網の整備

(1) 林業専用道(規格相当)の整備及び関連条件整備活動

林業専用道(規格相当)(県が定める林業専用道の作設に関する指針の基準を満たすものとする。以下同じ。)の整備を実施するために知事が定める定額の単価は、路線ごとに定めるものとする。

ただし、交付金事業終了時において、県の林業専用道(規格相当)の開設延長の合計に1メートル当たり平均2万5千円(開設費について増嵩することが避けられないと認められる場合においては5万円を上限とする。なお、該当路線については、合計事業費から除外することができるものとする。)を乗じた金額を上限とする。

また、林業専用道(規格相当)の合計事業費の3.5パーセントを上限として補強を行うことができるものとする。

林業専用道(規格相当)の整備に係る経費は、森林整備保全事業設計積算要領(平成12年3月31日付け林野計第138号林野庁長官通知)、森林整備保全事業標準歩掛(平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知)、森林整備保全事業建設機械経費積算要領(平成11年4月1日付け11林野計第134号林野庁長官通知)、森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準(平成11年4月1日付け11林野計第135号林野庁長官通知)、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準(平成11年4月1日付け11林野計第136号林野庁長官通知)及び森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準(平成11年4月1日付け11林野計第137号林野庁長官通知)に準ずるもののほか、林野庁が別途定めるものによることとする。

なお、指導監督費については認めないものとし、工事雑費及び事務雑費は、ア～ウのとおりとする。

また、関連条件整備活動費については、事業実施主体が林業専用道(規格相当)の整備に着手する上で、直接必要となる次の表に掲げる経費とするほか、事業実施の打ち合わせ等に出席する指導者等の謝金とする。

区 分	内 容
技 術 者 給	事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる技術を有する者(主任技師、技師等)の労賃
賃 金	技術者給の算定については、別添「補助事業の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする。
旅 費	日々雇用者賃金(測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金)、ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
	事業実施の打ち合わせ等に必要となる旅費

需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費及び修繕費
役務費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、労災保険料、損害保険料、薬剤散布費、伐倒費等
委託料	資料作成、登記事務、測量・調査、広告出稿料等の委託料
使用料及び賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。
備品・資機材購入費	事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な備品・資機材（薬剤、鉋等）の購入費（ただし、机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）

ア 工事雑費は、事業実施のため現場事務所等において直接必要とする次表に掲げる経費とする。

区分	内容
賃金	日々雇用者賃金（雑役、事務並びに技術補助員）、ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費及び修繕料
役務費	通信運搬費、手数料
使用料及び賃借料	会議用会場、物品等の使用料及び賃借料並びに有料道路通行料

イ 事務雑費は、事業実施に直接必要とする次表に掲げる経費とする。

区分	内容
人件費	給料、職員手当、共済組合負担金等
旅費	普通旅費、日額旅費
賃金	日々雇用者賃金（雑役、事務並びに技術補助員）、ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料
役務費	通信運搬費、手数料
使用料及び賃借料	会議用会場、物品等の使用料及び賃借料並びに有料道路通行料

ウ 工事雑費及び事務雑費の額については、次に定めるところにより各路線ごとにその事業費を区分し、それぞれの区分に対応する率を乗じて得た額の合計額の範囲内とする。

工事雑費・事務雑費併せて

3,000万円までの額		1,000分の80
3,000万円を超え	5,000万円までの額	1,000分の65
5,000万円を超え	1億円までの額	1,000分の45
1億円を超え	3億円までの額	1,000分の35
3億円を超え	5億円までの額	1,000分の20
5億円を超え	10億円までの額	1,000分の10
10億円を超える額		1,000分の5

(2) 森林作業道の整備及び関連条件整備活動

森林作業道（県が定める森林作業道の作設に関する指針の基準を満たすものとする。以下同じ。）の整備を実施するために知事が定める定額の単価は、路線ごとに定めるものとする。

ただし、交付金事業終了時において、県ごとの森林作業道の開設延長の合計に1メートルあたり平均2千円を上限とする金額を乗じた金額とする。

森林作業道の整備にかかる経費は、森林整備保全事業設計積算要領、森林整備保全事業標準歩掛、森林整備保全事業建設機械経費積算要領、森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準、森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）第5の4の(1)の標準単価及び森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）に準じるものとする。

なお、指導監督費については認めないものとし、工事雑費及び事務雑費については、(1)のア及びイに準じ、その額は事業費に1,000分の45を乗じて得た額の範囲内とする。

また、関連条件整備活動費については、(1)に準じる。

(3) 森林情報の整備

知事が定める定額の単価は、1ヘクタール当たり7万8千円を上限とする。

対象経費は、事業を実施するのに追加的に必要な経費で8の(1)～(8)に準じる。

2 高性能林業機械等の導入

高性能林業機械等（以下この項目において「機械」という。）の導入の実施のために知事が定める定額の単価は、機械を導入する事業実施主体の機械購入費について、素材生産量（機械導入年度を始期とする3年間の年平均計画。以下この項目において同じ。）1000立方メートル当たり2百万円とし、その助成額の上限は購入価格の1/2とする。ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）に定める特定被災地方公共団体（以下この項目において「被災地域」という。）において実施する場合に限り、素材生産量1000立方メートル当たり3百万円とし、その助成額の上限は購入価格の1/2とすることとし、原動機として、内燃機関と電動機を備えたハイブリット油圧ショベルをベースマシンとする機械を導入する場合における知事が定める定額の単価は、当該機械を導入する事業実施主体の機械購入費について、素材生産量1000立方メートル当たり240万円（被災地域においては360万円）とし、その助成額の上限は購入価格の1/2とする。また、同一事業実施主体が複数台機械を導入する場合は、それぞれの機械に対し適用する。

なお、経費については、5の(1)に準じることとし、導入する機械については、関係法令に基づき必要となる設備を備えたものとする。

また、知事は、機械の導入を計画する事業実施主体から、素材生産量の計画の提出があった場合は、当該事業実施主体の素材生産計画量を明らかにすることとする。

3 未利用間伐材利用促進対策

伐倒・集材を実施するための定額の単価は、知事が定める定額の単価は、1ヘクタール当たり23万6千円を上限とする。

なお、伐倒・集材に係る経費については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「森林整備保全事業設計積算要領」（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）、「造林、保育及び間伐事業標準工程表」（平成23年3月18日付け22林整計第350号林野庁森林整備部計画課長通知）、「森林整備保全事業標準歩掛」（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知）、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」（平成11年4月1日付け11林野計第134号林野庁長官通知）、「森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準」（平成11年4月1日付け11林野計第135号林野庁長官通知）、「森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準」（平成11年4月1日付け11林野計第136号林野庁長官通知）及び「森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準」（平成11年4月1日付け11林野計第137号林野庁長官通知）に準じるものとする。

ただし、県において、地域の実情を勘案し、新たな算定方法の必要がある場合はこの限りではない。

関連条件整備活動等として行う対象森林の調査及び森林所有者の同意取り付け等の経費については、事業実施主体が森林施業に着手する上で直接必要となる次の表に掲げる経費とし、知事が定める定額の単価、1ヘクタール当たり1万5千円を上限とする。

また、関連条件整備活動等として行う伐倒・集材と一体的に実施する森林作業道の整備については、1の路網の整備の(2)の森林作業道に準じるものとする。

なお、鳥獣害防止施設等の整備等については、知事が定める定額の単価を上限とする。

区 分	内 容
技 術 者 給	事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる技術を有する者（主任技師、技師等）の労賃
賃 金	技術者給の算定については、別添「補助事業の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする。
旅 費	日々雇用者賃金(測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金)、ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
需 用 費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
役 務 費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費及び修繕費
	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、労災保険料、損害保険料、薬剤散布費、伐倒費等

委託料 使用料及び賃借料	資料作成、登記事務、測量・調査、広告出稿料等の委託料 会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び 損料とする。
備品・資機材購入費	事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な備品・資機材（薬 剤、鉋等）の購入費（ただし、机、椅子、書庫等汎用性のあるものを 除く。）

4 木造公共施設等整備

5の(1)イ、ウに準ずる。

ただし、特に推進する必要性が高いものとして次に掲げる要件のいずれかに該当すると、知事が認めるもの以外の施設については、別表1の工種又は区分の各項目別に次に掲げる範囲において、知事が定める額とする。

要件	内容
ア 新規分野	県内でこれまで木造で整備した又は木質内装を整備した ことのない分野で整備しようとする施設である。
イ コスト削減	大規模施設で構造に住宅用構造材を活用するなど、県に おいて一般的に使用されている仕様よりも低コストに整備 しようとする施設である。
ウ メンテナンス	部材の交換を容易にする等、施設のメンテナンスに配慮 した設計により整備しようとする施設である。
エ 新技術の活用	県内でこれまであまり導入されたことのない木材の活用 に係る新技術であって、現地での事業効果の発現が十分見 込まれるものを活用して整備しようとする施設である。
オ その他	その他、施設の設計や整備において、当該施設における 地域材利用量や施設利用者数の向上のための工夫を行って いる施設である。

区分	内容
ア 木造施設	5の(1)イの額の15%以内の額
イ 木質内装 木製外構施設 その他	5の(1)イの額の3.75%以内の額

5 木質バイオマス利用施設等整備

(1) 木質バイオマス利用施設等整備

i 直接工事費

労務費、材料費、その他工事施工に直接必要な経費であって、共通仮設費以外のものとする。

ii 共通仮設費

建物、工作物等の各種の直接工事に共通して必要となる次表に掲げる経費とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

区 分	内 容
準 備 費	仮設路、仮橋、借地等に要する経費
仮設建物費	仮事務所、下小屋、倉庫等に要する経費
動力・用水・光熱費	動力、用水、光熱費等に要する経費
試験調査費	全般的な試験、調査等に要する経費
整理清掃費	全般的な整理、清掃、後片付け、養生等に要する経費
機械器具費	数種目に共通的な機械器具等に要する経費
運 搬 費	数種目に共通的な運搬又は共通仮設に伴う運搬に要する経費
そ の 他	数種目に共通的なその他の仮設的経費

(b) 諸経費

i 諸経費は、請負施工における請負人又は直接施工における事業実施主体が必要とする現場経費（現場管理上必要な労務管理費、租税公課、保険料、人件費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費及び雑費とし、共通仮設費に算入するものを除く。）とする。

ii 諸経費の積算は、原則として現場経費及び一般管理費に区分して行うものとし、それぞれの純工事費に対する一定率（従来使用されている適切な率による。）以内とする。ただし、直接施工における事業実施主体の一般管理費等率については、利益相当率を除くものとする。

b 工事雑費

事業実施主体が事業の施工に伴い、直接必要とする次表に掲げる経費とし、その積算は、原則として工事費の 3.5%を限度とし、事業の施工様態に応じて行うものとする。

区 分	内 容
報 酬 賃 金	用地交渉、土地物件等の評価及び登記事務 日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金） 、ただし、賃 金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
旅 費 需 用 費	事業実施の打合せ等に必要旅費 消耗品費、燃料費、印刷製本費、 光熱水料費及び修繕費 通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、公告料及び雑役務費 登記事務、測量等の委託料
役 務 費 委 託 料	土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料 事業実施に直接必要な庁用器具及び事業用機械器具

使用料及び賃借料 備品購入費 公 課 費	
----------------------------	--

c 実施設計費

設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等の設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な経費とする。）とし、当該実施設計を委託する場合に限り補助の対象とするものとする。

なお、実施設計と併せて工事の監理を設計事務所等に委託する場合には、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

d 工事負担金

系統連携の際の電力工事負担金とする。

ウ 土地整備費及び林業施設用地舗装工事費

経費は、森林整備保全事業設計積算要領、森林整備保全事業標準歩掛、森林整備保全事業建設機械経費積算要領、森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準及び森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準に準じるものとする。

ただし、指導監督費、工事雑費及び事務雑費については、次のとおりとする。

(ア) 指導監督費は補助対象としないものとする。

(イ) 工事雑費と事務雑費の合計は、事業費の3.5%以内とする。

(ウ) 工事雑費及び事務雑費で購入できる機械、器具及び備品類は原則として耐用年数が事業実施期間以内のものとする。

(2) 木質バイオマスエネルギー導入促進支援

ア 木質バイオマス協議会支援

木質バイオマス（「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」について（平成24年6月18日付け24林政利第37号林野庁長官通知）に定める「間伐材等由来の木質バイオマス」又は「一般木質バイオマス」（ただし、地域の森林に由来するものに限る。）の利活用施設の導入計画を策定するため、事業実施主体が実施する計画策定委員会の開催、地域合意形成に向けた取組、木質バイオマスボイラー等に係る技能研修、事業実現可能性調査、木質バイオマス原木の安定取引協定（以下「協定」という。）の締結に向けた取組などに必要な経費とし、8の(1)～(10)に準ずる。

イ 木質バイオマス安定調達コスト支援

知事が定める定額の単価は、1立方メートル当たり3千円以内の範囲とし、原木の生産体制、運搬距離、集荷体制、需給状況を勘案し定めるものとする。なお、重量取引による場合は、絶乾重量1トン当たり2.2立方メートルを丸太換算材積とすることとし、実重量当たりの丸太換算材積は知事が定めるものとする。

補助対象経費については、原木の生産（伐採、搬出など）又は運搬並びに木質バイオマスの生産（ただし製材等残材は対象としない。）費等のうち、協定に基づき「森林整備加速化・林業再生基金事業実施要綱（平成21年5月29日付け21林整計第83号農林水産事務次官威名通知）」別表3により整備される木質バイオマス発電施設に対し、木質バイオマスを安定供給するために行う原木の生産（伐採搬出など）又は運搬並びに木質バイオマスの生産の取組とする。

なお、これ以外の木質バイオマス発電施設（平成26年度までに「森林整備加速化・林業再生事業」における「木質バイオマス安定調達コスト支援」を活用した木質バイオマスの供給を受けた実績のある発電施設を除く）に対し、木質バイオマスを安定供給する取組を補助対象とする場合にあっては、知事に必要性を協議し、承認を得るものとする。

ただし、いずれの木質バイオマス発電施設に対しても、1施設当たり1回に限って補助対象とする。

6 木材加工流通施設等整備

(1) スtockポイント整備

5の(1)に準ずる。

(2) 間伐材等加工流通施設整備

(1)に準ずる。

7 原木しいたけ競争力強化対策

(1) 生産資材導入支援

生産資材の導入にあたって、知事が定める定額の単価は、次のとおりとする。ただし、導入する生産資材の価格に1/2を乗じた価格が定額の単価を下回る場合には、導入する生産資材の価格に1/2を乗じた価格を補助の上限とする。

ア 種駒等の導入

a 種駒及び形成菌

1個当たり1円を上限とする。

b おがくず菌

(a) 1本あたりの内容量が1000ccまたは1200ccのもの
1本あたり509円を上限とする。

(b) 1本あたりの内容量が1500ccのもの
1本あたり750円を上限とする。

イ 原木の導入

a 流通しているものを導入する場合

1本あたり100円を上限とする。

b 立木購入により導入する場合

1本あたり65円を上限とする。

c 自らが所有している山林から原木を調達する場合

1本あたり56円を上限とする。

(2) 生産資材導入支援附帯事業

本附帯事業は生産資材導入支援と一体的に実施するものとし、その総額は、事業実施主体ごとの事業費総額の1割以内とする。補助率については1/2以内とし、対象となる経費は8に準ずるものとする(ただし、備品・資機材購入費は除く)。

8 森林整備加速化・林業再生整備附帯事業

補助率については定額(10/10以内で知事が定めるもの)とし、森林整備加速化・林業再生総合対策事業の事業費総額の3%以内とする。対象となる経費については事業を実施する上で追加的に必要となる次の経費とする。

(1) 技術者給

技術を有する者(主任技師、技師、撮影技師等)の労賃とする。ただし、労賃支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含み、退職給与及び退職給与引当を含まないものとする。

また、技術者給の算定等については、別添「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする。

(2) 賃 金

アルバイト及び技能者等の賃金とする。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。

(3) 謝 金

事業の推進を図るために開催する会議や研修等に出席する委員及び指導者等の謝金とする。

(4) 旅 費

技術者、アルバイト、技能者及び会議等に出席する委員並びに指導者等の旅費とする。

(5) 需 用 費

消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費、資料購入費、修繕料等とする。

(6) 役 務 費

通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、損害保険料(自動車損害賠償責任保険料等)、自動車重量税及び自動車取得税等とする。

(7) 委 託 料

資料作成、登記事務、測量・調査・調整、広告出稿料、コンサルタント等の委託料とする。

(8) 使用料及び賃借料

会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。

(9) 備品・資機材購入費

事業の実施のために直接必要な備品・資機材購入費(机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。)とする。

(10) 原材料費

情報提供、研修会等に必要な原材料費とする。

9 附帯事務費

(1) 市町村指導等事務費

市町村が事業の実施についての指導、監督及び事業の推進に必要な会議の開催等を行うのに要する次の経費とする。

なお、事業費の 0.4% を上限として経費に充てることができることとし、補助率は 1/2 以内とする。

ただし、耐用年数が事業実施期間を越える備品を購入する経費については、原則として補助の対象としない。

(ア) 人件費

森林整備加速化・林業再生整備交付金による事業（以下「事業」という。）に直接従事する定数職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条第 1 項に規定する職員を含み、本庁及び常設機関における管理又は監督の地位にある職員を除く。）に対する給料、職員手当（退職手当を除く。）及びこれらの職員に係る地方公務員共済組合負担金とする。

(イ) 賃金

賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。

(ウ) 謝金

事業を推進するために開催する会議等に出席する委員等の謝金とする。

(エ) 旅費

事業の指導監督等に必要な旅費とする。

(オ) 需用費

消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料及び修繕費とする。

(カ) 役務費

通信運搬費、公告料（用地買収補償交渉等補助事業の遂行上特に必要と認められる場合に限る。）、手数料、筆耕翻訳料、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車取得税とする。

(キ) 委託料

登記事務、測量等の委託料とする。

(ク) 使用料及び賃借料

土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料とする。

(ケ) 備品購入費

事業の実施のために直接必要な貨客兼用自動車及び備品購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）とする。

第 2 森林整備加速化・林業再生推進交付金

1 新規用途の導入促進

(1) C L T を用いた建築物の実証

中高層建築物等の木造化に有効なCLT（クロス・ラミネイティド・ティンバー）の活用を加速化するために行う次のア、イに掲げる事業を実施するのに必要な（３）に掲げる経費を対象とする。

ア CLT建築等の施工性のデータ収集等を目的とした建築物の実証

(ア) 建築物の設計費

(イ) 建築物の建設費

(ウ) 上記(ア)、(イ)のほか、建築物の実証に関して知事が必要と認める内容

イ CLTを用いた建築物の実証に必要な実験等

(ア) 基本構想の企画・検討

(イ) 建築物の実証に必要な部材等の実験

(ウ) 実証データの分析

(エ) 上記(ア)～(ウ)のほか、アの事業実施に関して知事が必要と認める内容

(２) 新たな木質部材・工法の開発・普及

事業実施主体が、製材用材の利用価値を高める技術開発など地域の特性に応じた木質部材や工法の開発・普及等を目的として行う下記の事業の実施に必要な（３）に掲げる経費を対象とする。なお、１プロジェクトごとの助成額の上限は原則5,000万円程度とするが、特に地域材需要拡大につながるものとして知事の認める場合にあってはこの限りではない。

地域材を利用した新製品開発・試験研究

新製品・新商品の普及及び生産性向上対策

上記のほか、知事が特に必要と認める事業

(３) 対象となる支出経費は以下のとおり。

区 分	内 容
技術者給 賃 金	第1の8に準ずる
謝 金	第1の8に準ずる
旅 費	第1の8に準ずる
需 用 費	第1の8に準ずる
役 務 費	第1の8に準ずるほか、試験に必要な機具機械等の各種保守、設計、分析、試験、加工等に追加的に必要となる人的サービスに対して支払う経費、実証に必要な認証申請等の手数料等の経費
委 託 料	第1の8に準ずる
使用料及び賃借料	第1の8に準ずるほか、試験器具・機械等借上げに要する経費
設計費及び建設費 ((1) の事業のみ対象)	第1の5の(1)に準ずるほか、実証に必要な性能試験、部材・部品費用、その運搬等に要する経費

別表 1 事業種目別基準

森林整備加速化・林業再生整備交付金

1 路網の整備

事業メニュー	事業種目	事業内容
路網の整備	林業専用道（規格相当）整備	利用頻度が高く高規格な専用道
	関連条件整備活動（林道専用道（規格相当）整備と一体的に実施）	林業専用道（規格相当）の整備に必要な関連条件整備活動とする
	森林作業道整備	高性能林業機械等の走行に用いる森林作業道とする
	関連条件整備活動（森林作業道整備と一体的に実施）	森林作業道の整備に必要な関連条件整備活動とする
	森林所有者情報調査	路網整備の実施に向けて行う森林所有者情報調査
	森林境界調査	路網整備の実施に向けて行う森林境界調査
	路網整備の実施に向けた成果の整理	路網整備の実施に向けて行う森林境界調査データの成果の整理

(1) 採択基準

林業専用道（規格相当）

- ア 県が定める林業専用道の作設に関する指針の基準を満たすものであること。
ただし、これにより難しい場合、知事が新たな基準を定め林野庁長官に協議することとし、承認が得られた場合はこの限りではない。
- イ 建設事業体の参入機会を設ける観点から、本体工事については外部に発注すること。
ただし、建設事業体との共同事業として実施する等外部に発注することができない場合や、外部に発注しないことにより事業執行の迅速化や効率化に大きな効果が見込まれる場合等の例外的な場合を除く。

森林作業道

- ア 県が定める森林作業道の作設に関する指針の基準を満たすものであること。

- イ 間伐等を実施する箇所までの到達路網を作設する場合であること。

森林情報の整備

- ア 森林法(昭和26年法律第249号)第5条第2項に規定する地域森林計画の対象とする森林であって、次に掲げる森林以外の森林において行行情報の整備であること。

- (ア) 国、都道府県又は市町村が所有する森林

- (イ) 独立行政法人森林総合研究所が分収林特別措置法(昭和33年法律57号)第2条第1項に規定する造林者又は造林費負担者として同項に規定する分収造林契約に基づき、造成に係る事業を行う森林

- (ウ) 分収造林特別措置法第9条第2項に規定する森林整備法人が、同法2条第1項に規定する造林者又は造林費負担者として同項に規定する分収造林契約に基づき、造成に係る事業を行う森林

- (エ) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業以外の会社が所有している森林

- (オ) 国立大学法人法(平成15年法律112号)第2条第1項に規定する国立大学法人が所有している森林

- (カ) 他の事業により森林の境界明確化が既に実施された森林

- イ 事業の推進方法が事業計画等からみて適切であること。

(2) 細則

林業専用道（規格相当）

- ア 事業実施主体について

- (ア) 事業実施主体は、要綱別表1の1による。

- (イ) 事業実施主体は、知事が定める森林整備加速化・林業再生計画に基づき事業を実施するものとする。

- イ 事業の実施について

- (ア) 当該路線の計画を含む森林経営計画等の計画区域内において間伐等を実施することが確実と見込まれること。

- (イ) 設計・技術審査会の設置

- a 林業専用道（規格相当）の整備を推進するため、必要に応じて協議会に設計・技術審査会（以下「審査会」）を設置すること。

- b 審査会は、県が別に定める林業専用道の作設に関する指針（以下「指針」という。）の

基準により難しい場合、事業実施主体が自ら工事を実施する場合等について、その理由、技術的な適正性及び必要となる措置等について検討し、協議会へ報告する等の事務を行うこと。

(ウ) 定額の単価

- a 定額の単価は路線ごとの開設延長に1メートルあたり平均2万5千円を乗じた金額によること。
- b 開設費がaを超えると見込まれる路線が生じた場合は、事業実施主体は、定額の単価2万5千円を超えることについて、審査会へ設計図書を含む当該路線の実施計画の内容、定額単価を超過する理由等について説明すること。これを受け協議会はその概要について、知事へ報告すること。
- c 知事は協議会から報告があった場合は、林野庁へ設計図書を含む当該路線の実施計画の内容等に係る協議を行うこととする。

(I) (1)の のアのただし書きにより、知事が林野庁長官の承認を得て新たな基準を定めた場合は、以下によること。

- a 事業実施主体は、指針の例外となる場合である旨、理由及び利用の制限等必要な措置をとることについて審査会の承認を得ること。
- b 審査会は、承認をした場合は遅滞なくその旨を協議会及び知事へ報告すること。

(オ) (1)の のイのただし書きにより、事業実施主体が自ら工事を実施しようとする場合は、以下によること。

- a 事業実施主体は、林業専用道の作設等の土木建設工事の実績や建設業の許可、工事の実行体制(建設機械運転、施工管理の有資格者の配置等)など、技術的な適正性について審査会の承認を得ること。
- b 審査会は、承認をした場合は、遅滞なくその旨を協議会及び知事へ報告すること。
- c 経費については、要領別紙1に定めるものに加え、「林業専用道(規格相当)の作設を事業主体が自ら実施する場合の事業費の積算及び施工管理等について」(平成26年2月7日付け25林整整第1196号林野庁森林整備部整備課長通知)によること。

(カ) 調査設計及び施工管理については以下によること。

- a 「林道工事調査等業務標準仕様書(平成16年4月1日付け15林整整第351号林野庁長官通知)」及び「林道工事標準仕様書(平成元年12月25日付け元林野基第679号林野庁長官通知)」に基づき行うこと。
- b (1)アのただし書きにより、知事が林野庁長官の承認を得た場合は、知事は、必要な技術基準及び仕様書を定める等して適切に調査設計及び施工管理を行うものとする。
- c (1)イのただし書きにより、事業実施主体が自ら工事を実施する場合の調査設計及び施工管理等は、「林業専用道(規格相当)の作設を事業主体が自ら実施する場合の事業費の積算及び施工管理等について」(平成26年2月7日付け25林整整第1196号林野庁森林整備部整備課長通知)に基づき行うこと。

(キ) 関連条件整備活動については、林業専用道(規格相当)整備と一体的に実施すること。

ウ チェックリストについて

(ア) 事業実施主体は、林業専用道(規格相当)の作設に当たり「林業専用道の作設に関するチェックリスト例の送付について(平成23年4月6日付け23林整整第5号林野庁森林整備部整備課長通知)」において示すチェックリストにより内容を確認すること。

(イ) 協議会は、事業関係者間でチェックリストを活用した取組が図られるよう働きかけるとともに、その取組の状況を知事に報告すること。

エ 研修等受講者の活用について

林業専用道(規格相当)の作設に当たっては、丈夫で簡易な路網整備の着実な推進を図っていく観点から、可能な限り路網整備に係る人材研修等の受講者の積極的な活用を図ること。

オ 台帳の作成及び管理について

(ア) 林業専用道(規格相当)を作設した事業実施主体は、第6の2により適切に施設の管理を行うことができるよう、位置図及び平面図を備えた台帳を作成し保存すること。また、知事からの求めに応じ、これをいつでも提示できるよう、管理すること。

(イ) 事業実施主体は、作設した林業専用道(規格相当)について市町村と情報の共有を行い、市町村は、市町村森林整備計画概要図に反映させるとともに参考資料として林業専用道(規格相当)の作設年度及び位置番号(以下「作設年度等」という。)を付した平面図を保存し、広く情報の提供を行うこと。

森林作業道

ア 事業実施主体について

(2)の のアに準ずる。

イ 事業の実施について

(ア) 森林作業道の開設については、間伐等の施業と一体的に実施することとする。ただし、事業を効率的に実施するために必要な場合は、一体的に実施する間伐等の施業に一定期間

先行して実施することができるものとする。なお、この場合の「一定期間」は2年（当該森林作業道を利用して実施する間伐等が森林経営計画、森林施業計画又は特定間伐促進計画に基づくものである場合は、これらの計画期間内）とする。

- (イ) 上限建設費について、県が路線ごとに設定した定額助成の対象となる事業費の単価の額が4千円を超える場合、事業実施主体は、協議会への当該路線の実施計画の内容、理由等を説明すること。協議会はその概要について、知事へ報告すること。なお、県は協議会から報告があった場合は、林野庁へ当該路線の実施計画の内容等に係る協議を行うこととする。

(ウ) 関連条件整備活動については、森林作業道整備と一体的に実施することとする。

ウ 研修等受講者の活用について

(2)の のエに準ずる。

エ 台帳の作成及び管理について

(ア) 森林作業道の台帳の作成及び管理については、(2)の のオの(ア)に準ずる。

- (イ) 事業実施主体は、作設した森林作業道について市町村と情報の共有を行い、市町村は市町村森林整備計画概要図の参考資料として、作設年度等を付した平面図を保存し、市町村における路網資料として活用すること。

なお、市町村は、平面図を参考に市町村森林整備計画概要図に作設年度等を付記すること。

森林情報の整備

ア 事業実施主体について

(2)の のアに準ずる。

イ 事業の実施について

事業の実施に当たっては、地域協議会及び部会が、事業実施区域、事業実施主体等の事業全体を調整するものとする。

ウ 事業の内容について

(ア) 森林所有者情報調査

路網整備の実施に向けて、既存情報を活用した森林所有者の特定、境界調査に向け既存図面を活用した境界点検マップの作成等の準備作業を実施すること。

(イ) 森林境界調査

路網整備の実施に向け境界調査が必要な森林において、森林所有者等からの境界調査の同意を得るとともに、立会等による境界確認及び境界調査による事業実施区域及び面積の確定作業を実施すること。

(ウ) 路網整備に向けた成果の整理

(イ)の調査データの整理を行い、調査の結果を図面に表示するとともに、森林所有者等の関係者に通知する。更に森林情報（森林所有者及び森林境界に関する情報）に関して整理したデータについては、市町村に提出すること。あわせて、県に通知を行い、森林基本図やGIS等への反映に資すること。

2 高性能林業機械等の導入

(1) 採択基準

機能要件

ア 受益範囲において、素材の生産量の目標が、原則として県の目標数値（山梨県林業・木材産業構造改革プログラム等）の伸び率以上であること。

イ 1施設の受益戸数は5戸以上とする。ただし、当該地域又は事業の実情に即し必要と認められる場合にあっては、この限りでない。

その他の要件

ア 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

イ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。

(2) 細則

事業実施主体について

事業実施主体は、要綱別表1の2による。ただし、ア～ウの者については、下記条件を満たすこと。

また、合法性ガイドライン3により木材・木材製品の合法性、持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。

ア 林業者等の組織する団体

(ア) 林業を営む者、森林組合及び森林組合連合会が主たる構成員又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる団体（中小企業等協同組合を含む。）とする。

林業者等の組織する団体のうち法人格のない事業実施主体にあっては、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限るものとする。

(イ) 林業者等の組織する団体は、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興のための事業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者との協調関係が築かれているものとする。

イ 地方公共団体等が出資する法人

(ア) 林業を営む者、森林組合及び森林組合連合会（これらの者のうち、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）及び地方公共団体が主たる構成員又は出資者となっている若しくは地方公共団体のみが出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる法人で林業の振興を目的とするものとする。

(イ) 地方公共団体等が出資する法人は、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興のための事業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者との協調関係が築かれているものとする。

ウ 施業受託者

次に掲げる(ア)及び(イ)を満たす事業者とする。

(ア) 5戸以上の森林所有者と長期の施業委託契約を締結し、森林法第11条に基づく森林施業計画（平成24年4月1日以降にあっては、森林経営計画とする。ただし、平成24年4月1日前に認定を受けた森林施業計画については、なお従前のとおりとする。（イ）において同じ。）を作成し、市町村長等の認定を受けていること。

(イ) 取組内容（施業委託契約、森林施業計画等）を地域の森林所有者等に公表していること。貸付を行う事業については、次の要件を満たすものとする。

ア 事業実施主体と利用者との間において、貸付の目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記された貸付契約を締結するものであること。

イ 貸付料は、「事業実施主体が負担する金額（＝事業費－補助金）／耐用年数＋年間管理費」以下であること。

ウ 整備する機械施設は、貸付のための林業機械、当該機械を収納するために一体的に整備する機械保管庫及びこれらの附属施設であること。

エ 事業実施主体は、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設のメンテナンスを責任をもって実施するものであること。

オ 利用者は、高性能林業機械等を利用するに当たっては責任をもって行い、災害等により当該機械に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告するものであること。

(3) その他

事業内容には、附属施設の整備を含む。

3 未利用間伐材利用促進対策

事業メニュー	事業種目	事業内容
未利用間伐材利用促進対策	伐倒・集材	不用木の除去（侵入竹を含む）、不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう）支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、その他附属施設整備
	関連条件整備活動（伐倒・集材と一体的に実施）	伐倒・集材を実施するための対象森林の調査、森林所有者の同意の取りつけ等とする

(1) 採択基準

本事業は、原則として、森林法第11条に規定する森林経営計画対象森林において実施するものとする。ただし、森林経営計画が作成されていない森林であっても、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合は事業を実施することができる。

ア 本事業を実施する森林が存する林班内に森林経営計画が作成されている場合（森林法施行規則第33条第2号に基づく森林経営計画が作成されているが、本事業を実施する森林と合わせても同条第1号イに基づく森林経営計画（以下「林班計画」という。）が作成できない場合を除く。）、又は本事業を実施する森林が存する同号口に定める区域内に林班計画若しくは同号口に基づく森林経営計画が作成されている場合は、事業完了後の実績報告時に当該森林が森林経営計画の対象森林であること又は事業の完了年度の翌年度までに当該森林を森林経営計画の対象森林とすることを確認できるもの。

イ 前項アに該当しない場合は、事業完了後に当該森林を森林経営計画の対象森林とするよう努めることを確認できるもの。なお、本事業の交付申請後、事業完了までの間にアに掲げる場合に該当する森林経営計画が作成された場合は、アと同様の取扱いとする。

なお、上記ア及びイの取扱いについては、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」の1の(14)のウの規定の取扱い及び森林経営計画の作成の推進について（平成25年9月4日付け25林整計第499号林野庁森林整備部計画課長・整備課長連名通知）を準用する。

1 施行地が 0.1ha 以上であること。なお、1 施行地とは原則として接続する区域とする。

1 施行地において 1 m³/ha 以上の伐採木の搬出を実施すること。なお、1 施行地に複数の事業実施箇所が含まれる場合は全ての箇所において搬出を実施すること。

(2) 細則

事業実施主体について

ア 事業実施主体は、要綱別表 1 の 3 による。

イ 事業実施主体は、知事が定める森林整備加速化・林業再生計画に基づき事業を実施するものとする。

事業の実施について

ア 不良木の淘汰については、育成しようとする樹木の立木本数の 20% (地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から 20%未滿とすることが適切であると判断される場合は 10%。) 以上伐採する場合に補助対象とする。

イ 伐採率については、アに定める下限のほかには上限は特に設けないが、市町村森林整備計画に定められた間伐の標準的な方法 (要間伐森林の間伐にあつては要間伐森林の間伐の方法を含む。) に留意して伐採を行うものとする。また、森林経営計画で実施すべきとされている施業の方法に即して実施するものとする。

ウ 対象森林は、過去 5 年以内に同一施行地において国庫補助事業による間伐等を実施していない場合に限る。

ただし、イの規定 (他の国庫補助事業の場合はイと同様の規定) により、地形等により気象害の発生が明らかに予想され又は施業体系から伐採率を 20%未滿とすることが適切であると判断され、10%以上 20%未滿の伐採が行われた施行地については、その実施から 5 年を経過していなくても実施することができる。

また、気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰を実施する場合であつて、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から早期に実施する必要があると認められる場合においては、過去 5 年以内に間伐等が実施された森林であっても実施することができる。

エ 対象年齢は原則として 7 年齢以下とする。ただし、未利用間伐材の利用を促進する観点から、次のいずれかに該当する場合であつて、都道府県知事が特に認めるものについては、年齢によらず補助対象とすることができる。

(ア) 伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が 18 cm未滿の森林

(イ) 形状比が 80 以上の樹木が過半を占める森林

(ウ) 収量比数が 0.8 以上の森林

(エ) 搬出される木材の過半が曲がり材や低質材となるもの

(オ) 気象害、病虫獣害等の被害木を利用するもの

(カ) 現況において林内路網の整備が実施されていない森林

(キ) 搬出予定材積が、森林整備事業の間伐における都道府県の 1 ha 当たり平均搬出材積以下であるもの

(ク) 協定等により木材加工流通施設及び木質バイオマス利用施設への原木安定供給が可能であるもの

オ その他付帯施設整備は、伐倒・集材と一体的に実施する林内作業場、土場、資機材置場、一時使用に供する作業路・集材路の整備、作業上必要な灌木や枝葉の除去等とする。

カ 関連条件整備活動等は、対象森林の調査及び森林所有者の同意取り付け等のほか、伐倒・集材と一体的に実施する森林作業道の整備、造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適正維持を図るための客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥、雑草木の除去等、間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等の整備、野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備等とする。

なお、野生鳥獣の移動の制御等を図る目的で防護柵する場合は、簡易な工作物とし、保護すべき施行地が小規模・分散している場合には、複数の施行地を含む森林を対象とすることができる。また、伐採木を搬出せずに付帯施設整備の資材等として林内で活用する場合は、当該伐採木の材積は、上記 (1) の に定める搬出材積としては取り扱わないものとする。

キ 本事業の完了年度の翌年度から起算して 5 年以内に、事業実施箇所を森林以外の用途に転用 (事業実施箇所を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等を設定させた後、当該事業実施箇所が森林以外の用途に転用される場合を含む。) する行為又は事業実施箇所の地上の立木の全面伐採除去を行う行為 (森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。) をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた交付金相当額を返還すること。

交付申請について

ア 事業実施主体は、原則として、交付金の交付対象となる作業に着手する前に、知事に対して交付金の交付申請を行うものとする。ただし、適期作業や工期の確保など特段の事情があり、知事が認める場合においては、事業実施主体から交付決定前着手届を提出させることを

もって交付決定前の事業開始を認めることができる。

イ 交付申請の単位は、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」（平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）6（2）アの規定を準用する。

ウ 事業実施主体からの委任を受けて本事業の交付金の交付申請又は受領を行う者への知事の指導については、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」6（4）の規定を準用する。また、事業主体が受託により事業を実施する場合の取扱いについては、同運用6（5）及び（9）の規定を準用する。

交付金の算定について

ア 本事業の交付金の額は、事業完了後に、知事の定める定額単価と事業の実行に要した経費（以下、「実行経費」という。）を比較し、いずれか低い金額をもって交付金の額とする。なお、関連条件整備活動等の実行経費は、伐倒・集積の実行経費とは別に算出しなければならない。

イ 本事業と他の国庫補助事業等の伐採等を一体的に実施する場合であって、施行地別の経費が明確に区分し難い場合は、伐倒作業に要した経費は施業面積により、集材作業に要した経費は搬出材積により按分して算出し、これらを合算した金額をもって本事業の実行経費とすることができる。

ウ 森林所有者が、自己所有森林において、自らが従事して本事業を実施する場合の取扱いは、以下のとおりとする。

（ア）森林所有者自らが伐倒・集材に従事した作業日数分の人件費については、作業日誌等により本事業に従事した日数及びその内容が確認できる場合に限り、事業実施年度に該当する都道府県別の「公共工事設計労務単価」を上限として算出した経費を、実行経費に含めることができる。

（イ）雇用労働力により事業を実施した場合の現場監督費については、森林所有者自らが作業を行わずに現場監督のみを行った日数に係る経費を実行経費に加算することができる。

（ウ）本事業の実施に当たり対象森林の調査を行う場合は、別途、関連条件整備活動等を活用することができる。

実績報告及び竣工検査について

ア 事業実施主体は、本事業の完了後、知事の定めるところにより、事業の実績報告を行わなければならない。

イ 竣工検査の方法等については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）の第5の3及び「造林補助事業竣工検査内規例について」（平成24年11月9日付け24林整整第622号林野庁長官通知）を準用する。

4 木造公共施設等整備

（1）採択基準

機能要件

受益範囲において、事業費（単位面積）当たりの県産材利用量若しくは事業費（単位面積）当たりの利用者数等の目標が原則として県の目標数値以上若しくは目標数値の伸び率以上であること、又は県産材の利用促進に関する県の目標数値の達成に必要なことが明らかであること。

その他の要件

施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

（2）細則

事業実施主体について

事業実施主体は、要綱別表1の4による。

施設の利用者数、県産材利用量、モデル性を十分考慮するとともに、市町村又は事業実施主体ごとのこれまでの採択実績等を勘案し、木材需要拡大の波及効果が大きいと見込まれる案件を優先的に採択すること。

本事業で整備した施設の維持・修繕のために必要な額を超える利用料を徴収する又は物品の販売を行うなど、営利を目的とする施設を対象としない。

木質内装整備の対象が国庫補助事業により建設された施設である場合には、原則として、建設されてから10年を経過したもので、かつ、耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める年数をいう。）の残存期間が10年以上ある施設であること。

補助対象事業について、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を得て実施するものを除く。

学校関連施設整備は以下の要件を満たしていること。

ア 県又は市町村教育担当部局等との間において、用地使用の承認等の手続が的確に行われていること。

イ 余裕教室の木質内装の整備については、用途変更が的確に行われていること。

ウ 学校施設の木質内装の整備については、「環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進に関するパイロット・モデル事業実施要項」（平成19年3月23日付け、18文科施第

602号、18林政利第63号、19・03・19資庁第2号、環政経発第070323002号、環地温発第2006030839号、文部科学省大臣官房文教施設企画部、農林水産省林野庁、経済産業省資源エネルギー庁、環境省総合環境政策局連名通知)の7に定める事業計画書の決定がなされていること。

施設の整備に当たっては、展示効果が上がるよう県産材利用に関する情報(樹種など)を示す看板を設置すること。

本事業で整備した施設においては、施設利用者へのアンケート実施などの各種試験・モニタリングに協力するとともに、その成果を普及活動に活かすこと。

本事業で整備した施設においては、木材利用の魅力を公衆にPRする観点から、施設の見学等に協力するものとする。

事業の実施に当たっては、公共建築物等木材利用促進法第9条に規定する市町村方針を策定した上で、地域内の素材生産業者や木材業者等と連携し、住宅等への県産材の活用の流れを形づけるよう努めること。

この事業により整備する施設において使用される製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)については、「間伐材」又は合法性ガイドラインに準拠した「合法木材」を使用すること。その他の木製建具等の部材についても原則として「間伐材」又は「合法木材」を使用すること。

木造公共建築物を整備する際には、木製窓枠等木製設備や木質ペレットストーブ等の導入に努めること。

(3) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む(電気・上下水道工事等は除く)。

5 木質バイオマス利用施設等整備

(1) 木質バイオマス利用施設等整備

ア 採択基準

(ア) 機能要件

受益範囲において、木質バイオマス利用量の目標が県の目標数値の伸び率以上であること、又は木質バイオマスの利用促進に関する県の目標数値の達成に必要なことが明らかであること。

(イ) その他の要件

施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

イ 細則

(ア) 事業実施主体について

事業実施主体は、要綱別表1の5による。ただし、a~eの者については、下記条件を満たすこと。

a 森林組合

の6の(2)の アの(ア)に準ずる。

b 林業者等の組織する団体

の6の(2)の アの(イ)に準ずる。

c 木材関連業者等の組織する団体

の6の(2)の アの(ウ)に準ずる。

d 地方公共団体等が出資する法人

の6の(2)の アの(イ)に準ずる。

e 民間事業者

次の(a)又は(b)のいずれかの要件を満たす場合に限る。

(a) バイオマス活用推進計画、バイオマスタウン構想、バイオマス産業都市構想等の中期的方針が策定されているか、策定されることが確実と見込まれる地域において木質バイオマスのエネルギー利用の推進に取り組む民間事業者で、地域が一体となって木質バイオマス供給施設等の整備を推進し、当該地域に賦存する未利用木質資源を効率的に利活用することを目的とする事業者

(b) 森林所有者等と未利用間伐材等の安定的な需給に関する取引協定を締結する等により木質バイオマスの利活用に取り組み、当該施設の木質バイオマス利用量の目標に占める未利用間伐材等の木質バイオマス利用量の目標の割合が、構造改革プログラム等の県が作成する計画等に記載されている同割合を上回ることが認められる民間事業者。なお、木質バイオマス安定取引協定等においては、樹種、形状、取扱量、期間その他必要な事項を定めること。

(イ) 木質バイオマス資源の利用促進に資するもので、周辺地域への波及効果の高い施設とすること。

(ウ) 木質バイオマスエネルギー利用施設整備における木質資源利用ボイラー及びペレットストーブの貸付けに当たっては、次の要件を満たすものとする。

a 事業実施主体は、貸付方法等について管理規程又は利用規程を定め、目的、内容(種類、構造、規模、型式、数量)、所在、管理責任者、利用の範囲、利用方法、使用料、

保管、償却に関する事項を明らかにすることとする。

- b 貸付料は、「事業実施主体が負担する金額(=事業費-補助額(県等による上乗せ補助を含む。)) / 耐用年数+年間管理費」以下であること。
 - c 事業実施主体と利用者との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した貸付契約を締結するものであること。なお、事業実施主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、知事に協議するものとする。
 - d 事業実施主体は、装置の定期的な点検を適切に行うなど、その維持・管理に努めることとする。
- (I) 本事業を実施するために知事が定める事業計画は、バイオマスタウン構想又はバイオマス産業都市構想等と整合が図られているものとする。
- (オ) 安定取引協定について
- a 木質バイオマス加工流通施設等整備を実施するために間伐材等の安定取引協定を締結することとし、樹種、形状、最低取扱量、期間(原則5年間以上)、価格の決定方法その他必要な事項を定めることとする。
 - b 木質バイオマスエネルギー利用施設整備を実施するために間伐材等を原料とした燃料用チップ、ペレット等の安定取引協定を締結することとし、種別、最低取扱量、期間(原則5年間以上)、価格の決定方法その他必要な事項を定めることとする。
- (カ) 収支を伴う施設について
該当する施設は、要領別表のうち木質バイオマス供給施設整備とする。
- (キ) 合法性ガイドラインにおける木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明の対象となる木材等を取り扱う場合は、同ガイドライン3により木材・木材製品の合法性、持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。

ウ その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

(2) 木質バイオマスエネルギー導入促進支援

木質バイオマス協議会支援

ア 採択基準

木質バイオマスの利用量が総利用量の過半を占める木質バイオマス利活用施設の計画策定や木質バイオマスの安定供給のための関係者との調整等であること。また、事業実施後2年以内に具体的な施設整備につながるものであること。

イ 細則

(ア) 事業実施主体

事業実施主体は、要綱別表1の5による。

(1) 助成内容

- a 木質バイオマス利活用計画策定に係る委員会の運営
- b 地域合意形成に向けた取組
- c 事業実現可能性調査、事業計画の作成
- d 木材安定供給協定の締結
- e 上記のほか、木質バイオマスを利用した利活用計画の策定に関して知事が必要と認める内容

木質バイオマス安定調達コスト支援

ア 採択基準

受益範囲において、木質バイオマス利用量の目標が県の目標数値の伸び率以上であること、又は木質バイオマスの利用促進に関する県の数値の達成に必要なことが明らかであること。

イ 細則

(ア) 事業実施主体

事業実施主体は、要綱別表1の5による。ただし、木質バイオマス協議会(以下この項目において「協議会」という。)は、各地域における木質バイオマスエネルギー導入促進支援の効果的な実施のため、木材の安定供給体制の確立や事業の円滑な実施のための調整等を行うことを目的とする。構成員は、県、地域の市町村、森林組合等の林業事業体・林業経営体、木材加工業者、木質バイオマス需要者等とする。また、協議会は次に掲げる事項を満たすものとする。

- a 代表者及び役員が定められていること。
- b 協議会の目的、事業内容、意志決定の方法、構成員の参加資格、事務及び会計に関する事項、内部監査に関する事項等が、定款等に定められていること。
- c 構成員等についての名簿が作成され、適切に管理がなされること。
- d 事業年度ごとに事業計画書及び収支予算書が作成されるとともに、事業年度ごとに事業報告書及び収支計算書が作成されていること。

- e 業務を的確に遂行するに足る、人員、経理的基礎及び事務処理能力を有すること。
- (4) 安定取引協定について
 - a 木質バイオマス原木の安定取引協定を締結することとし、樹種、形状、最低取扱量、期間（原則5年間以上）、価格の決定方法その他必要な事項を定めることとする。
 - b 安定取引協定は、木質バイオマス需要者と素材生産業者及び燃料用チップ等の木質バイオマス供給者の3者間で締結することとする。
- (5) 合法性ガイドラインにおける木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明の対象となる木材等を取り扱う場合は、同ガイドライン3により木材・木材製品の合法性、持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。

6 木材加工流通施設等整備

(1) 採択基準

機能要件

受益範囲において、間伐材等の加工量、流通量又は乾燥量（以下「間伐材等利用量」という。）の目標が、県の目標数値の伸び率以上であること。

その他の要件

ア 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

イ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。

ウ 整備する施設は、知事が定めた森林整備加速化・林業再生計画に即しているものであり、かつ、林業の成長産業化に資すると認められるものであること。

(2) 細則

事業実施主体について

ア 事業実施主体は、要綱別表1の6による。ただし、(ア)~(オ)の者については、下記条件を満たすこと。

(ア) 森林組合

森林組合が収支を伴う施設について単独で事業実施主体になり得る場合は、「森林組合システムによる取組の推進のための事務手続きについて」（平成14年11月22日付け14林政経第119号林野庁長官通知）に基づき、知事により中核森林組合に認定された森林組合に限るものとする。

(イ) 林業者等の組織する団体

a 林業を営む者、森林組合及び森林組合連合会が主たる構成員又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる団体（中小企業等協同組合を含む。）とする。

林業者等の組織する団体のうち法人格のない事業実施主体にあっては、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限るものとする。

b 林業者等の組織する団体は、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興のための事業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ、当該地域における林業生産との密接な関係を有していること。

(ウ) 木材関連業者等の組織する団体

a 林業・木材産業及び建築業を営む者が主たる構成又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っているもの又は居住する者に限る。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる団体（中小企業等協同組合及び協業組合を含む。）とする。

b 当該地域の地方公共団体及び木材関連業の企業、団体等が主たる構成員又は出資者（地方公共団体を除き、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる法人で、林業・木材産業の振興を目的とするものとする。

(エ) 地方公共団体等が出資する法人

a 林業を営む者、森林組合及び森林組合連合会（これらの者のうち、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）及び地方公共団体が主たる構成員又は出資者となっている若しくは地方公共団体のみが出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる法人で林業の振興を目的とするものとする。

b 地方公共団体等が出資する法人は、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興のための事業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者との協調関係が築かれているものとする。

- (オ) 地域材を利用する法人
- a 林業・木材産業及び建築業を営む者が主たる構成又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っているもの又は居住する者に限る。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる法人で、木材安定取引協定の締結等に基づき一定量の地域材の利用の増大を目的とするものとする。
 - b 締結する木材安定取引協定等は、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成 8 年 5 月 24 日法律第 47 号）の事業者間の協定に準じ、樹種、取扱量、期間（原則としておおむね 5 年間）等必要な事項を定めるものとする。
 - c 木材安定取引協定等の締結に係る間伐材等利用量は事業計画のおおむね 70% を超えるものとする。
- イ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号。以下「JAS 法」という。）において制定されている林産物規格に基づく木材製品の木材処理加工施設を整備する場合であって、整備後における間伐材等利用量（原木換算）がおおむね 10,000 立方メートルを超える事業実施主体にあつては、JAS 認定事業体、又は認定取得が確実な事業体であること。
- ウ 合法性ガイドライン 3 により木材・木材製品の合法性、持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。
JAS 法において制定されている林産物規格に基づく木材製品の木材処理加工施設を整備する事業実施主体（のイに掲げる者を除く。）にあつては、JAS 認定取得に努めるものとする。
- 公共建築物に部材供給を予定する事業実施主体においては、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）」第 10 条に定める木材製造高度化計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けるよう努めるものとする。
- 木材処理加工施設の整備を行う事業については、下記事項を行った上で計画するものとする。
- ア 当該施設の受益の範囲内で同様の木材処理加工を営む者を構成員とする団体等と調整を行うこと。
- イ 原木の調達先及び製品の販路を明確にした上で、これらについて、継続的に確保されることを明らかにすること。
- ウ 施設で利用する原木等の樹種を明確にすること。
木材集出荷販売施設の整備を行う事業については、当該施設の受益の範囲内の関係者との調整を行った上で計画するものとする。
- 貸付について
- ア 市町村が事業実施主体となるのは、貸付けに係る木材処理加工施設の整備に限る。
- イ 貸付に係る木材処理加工施設の整備の事業実施主体は、地域材を利用する法人以外に限る。
- ウ 貸付に係る木材処理加工施設については、下記のいずれかを満たすものとする。
- (ア) 木材乾燥施設や高次加工施設のうち移動可能な施設装置や機械など、地域の幅広い事業者による利用が可能な施設で、かつ、ブランド化した乾燥材等高次加工品を生産する体制の整備に当たり緊急に必要な施設。（以下「貸付高次加工施設」という。）
 - (イ) 製材施設等のうちダイオキシン対応型焼却炉等であつて、地域の幅広い事業者による利用が可能な施設で、かつ、木材産業の環境対策の実施に当たり緊急に必要な施設。（以下「貸付環境対策施設」という。）
- のウの(ア)の貸付高次加工施設の貸付に当たっては、次の要件を満たすものとする。
- ア 事業実施主体は、地域における乾燥材等の高次加工材の品質基準を地域の実態に応じて作成し、その基準による共同品質管理を推進するものとし、そのための体制及び指導能力を備えた団体とする。
- イ 利用者は、原則として事業実施主体の構成員又は事業実施主体を構成する団体の構成員であることとし、事業実施主体の指導のもとで共同品質管理により乾燥材等の高次加工材生産を行うとともに、地域への技術定着に協力することにより乾燥材の産地形成に努める者とする。
- ウ 事業実施主体は、利用者間の調整を行い、できるだけ広く利用者を募ることに努めることとし、3 以上の事業者の利用を前提とした利用計画を策定することとする。
また、生産される乾燥材等は、事業実施主体が定めた品質基準を満たしていることのほか、同一ブランド名の表示を行うことを条件とする。
- エ 事業実施主体は、共同利用の方法等について管理規程又は利用規程を定め、機械施設の目的、内容（種類、構造、規模、型式、数量）、所在、管理責任者、利用の範囲、利用方法、使用料、保管、償却に関する事項を明らかにすることとする。
- オ 貸付料は、「事業実施主体が負担する金額（＝事業費 - 補助金） / 耐用年数 + 年間管理費」以下であること。
- カ 事業実施主体は、機械施設の使用が特定の構成員とならないよう貸付契約の期間を原則 1 年以内とし、毎年機械施設の利用者を募り総会等の承認を経て利用者を決定することとする。なお、契約の更新は可能とする。

キ 事業実施主体と利用者との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した貸付契約を締結するものであること。
なお、事業実施主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、知事に協議するものとする。

ク 事業実施主体は、機械施設の定期的な点検を適切に行うなど、機械施設の維持・管理に努めることとする。

のウの(イ)の貸付環境対策施設の貸付に当たっては、次の要件を満たすものとする。

ア 事業実施主体は、地域における製材工場等の木くず等の処理・利用を推進するものとし、木くず等の処理や資源の有効活用及び検査等の環境対策について管理基準を作成し、その基準により地域の木材産業の環境向上を図る団体であり、そのための体制及び指導能力を備えた団体とする。

イ 利用者は、原則として事業実施主体の構成員又は事業実施主体を構成する団体の構成員であることとし、共通の管理基準により事業実施主体の指導のもとで木くず等の処理・利用に努める者とする。

ウ 事業実施主体は、利用者間の調整を行い、できるだけ広く利用者を募ることに努めることとし、3以上の事業者の利用を前提とした利用計画を策定することとする。

エ 上記のほか、 のエ〜クに準ずる。

収支を伴う施設について

該当する施設は、木材製材施設、集成材加工施設、合・単板加工施設、プレカット加工施設、チップ加工施設、木材加工施設、木材材質高度化施設、丸棒加工施設、杭加工施設、品質向上・物流拠点施設、新しい木材活用のための加工供給施設、直交集成板加工施設、木材集出荷販売施設、森林バイオマス加工施設、森林資源再処理施設とする。

(3) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

7 原木しいたけ競争力強化対策

(1) 採択基準

原木しいたけの競争力強化に資するため、事業実施主体の原木しいたけの植菌量の増加、生産量の増加、販売価格の上昇または生産コストの縮減が見込まれること。

(2) 細則

事業実施主体は、要綱別表1の7による。ただし、ア〜イの者については、下記条件を満たすこと。

ア 林業者等の組織する団体

(ア) 林業を営む者(特用林産物の生産を行う者を含む。)、森林組合、森林組合連合会、農事組合法人、農業協同組合又は農業協同組合連合会(これらの者のうち原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。特用林産物の生産を行う者、農事組合法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会については、特用林産物に係る施設を整備する場合に限る。)が主たる構成員又は出資者となっている団体(中小企業等協同組合を含む。)とする。

(イ) 法人格のない団体にあつては、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限るものとする。

(ウ) 事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興のための事業を実施するのに適切な団体であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者等との協調関係が築かれていること。

イ 地方公共団体等の出資する法人

(ア) 林業を営む者(特用林産物の生産を行う者を含む。)、森林組合、森林組合連合会、農事組合法人、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会(これらの者のうち、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。特用林産物の生産を行う者、農事組合法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会については、特用林産物に係る施設を整備する場合に限る。)及び地方公共団体が主たる構成員又は出資者となっている法人又は地方公共団体のみが出資者となっている法人であつて、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると認められる法人で林業の振興を目的とするものとする。

(イ) 事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興のための事業を実施するのに適切な法人であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者等との協調関係が築かれていること。

事業実施主体は、生産工程管理手法の導入を図るものとする。

(注) 生産工程管理手法とは、生産者自らが、作業の計画を立て、チェックシートを定め、チェックシートを確認し作業を行い、記録し、記録を点検し、改善点を見出し、次の生産に活用するという工程管理を行うための一連の手法をいう。

8 森林整備加速化・林業再生整備附帯事業

事業メニュー	事業種目	事業内容
森林整備加速化・林業再生整備附帯事業	協議会の設立・運営	協議会の開催、その他協議会の運営とする
	地域材の安定的・効率的な供給体制構築のための事業計画の素案の作成、その他事業実施のための調査	<ul style="list-style-type: none"> ・事業要望調査 ・事業計画の素案等作成 ・事業計画等進行管理 ・事業計画等フォローアップ ・その他
	地域材の安定的・効率的な供給体制の整備や需要の開拓に必要な 調整・調査・普及・研修等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・原木の生産・流通・加工に関する現況調査 ・間伐材等需給調整会議開催 ・モデル的事业等の普及 ・研修会、現地検討会の開催等 ・コンサルタント委託 ・その他
	その他事業実施に必要な事業	その他

(1) 採択基準

交付金基金事業の実施に係る必要な追加的な事業であること。

(2) 細則

事業実施主体について

ア 事業実施主体は、要綱別表1の8による。ただし、協議会が事業実施主体となる場合は、第3に定める要件を満たすこと。

イ 事業実施主体もしくはその地位を承継した者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

ウ 地区部会が事業実施主体となる場合は、「地域協議会」を「部会」と読み替えること。

森林整備加速化・林業再生推進交付金

1 新規用途導入促進事業

(1) 採択基準

機能要件

CLT等の普及に向け、設定された実証データの収集が達成されること、又は地域の特性に応じた木質部材や工法の開発・普及等により県産材利用（加工）量の増加に寄与するものであること。

その他の要件

ア 事業の内容、規模、事業実施主体の能力及び経営状況等からみて実現可能性が十分に見込まれること。

(2) 細則

事業実施主体について

事業実施主体は、要綱別表1の2の1によるものとし、森林・木材関係者等と連携し、CLTを用いた建築物の実証の取組、又は地域の特性に応じた木質部材や工法の開発・普及等の取組を行おうとするものであること。

要領別紙1の第2の1の(1)の事業については、以下のア～ウまでの全てに該当するものであること。

ア CLTを主要構造部に使用していること又はCLTの利用に係る先駆的な技術を用いるなど新規性の高い提案であること。

イ 建築過程において、建築物の構造等を公開するとともに、設計書類、作業人数、期間等を調査し、実績報告において報告すること。

ウ 施設を建築した場合、事業完了後も遮音性などCLTの性能に係る調査を行う計画であること。

要領別紙1の第2の1の(2)の事業については、以下のア～オまでの全てに該当するものであること。

- ア 新規需要拡大につながるものとして、以下のいずれかの製品開発や商品開発に係るもの
- (ア) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）等で必要となる建築物の構造方法や建築材料の性能についての認定、又はこれに類する認証等を必要とするもの
 - (イ) 県等で定める地域材認証等の制度上の認証等を必要とするもの
 - (ウ) 長期優良住宅の認定基準や住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）上の性能評価において必要とする基準を満たそうとするもの
 - (エ) 地域の風土や気候に応じた地域ごとの住宅のプロトタイプの基本に沿ったものであり、県産材の特性に応じた需要拡大が見込めるもの
 - (オ) 上記のほか、これに類する製品開発や商品開発を行うもので知事が地域材需要拡大を図る上で特に必要と認めるもの
- イ 製品開発や商品開発等の結果をもって、県産材を利用した住宅の生産、建築物の建設等の県産材の需要拡大につながることを目的とするもの
- ウ 先駆的な技術を用いるなどモデル性の高いもの
- エ 対象とした部材が継続的に維持される施設となる場合、利用のモニター活動を行うもの
- オ 部材開発によって建築物の構造方法や建築材料の性能についての認定、又はこれに類する認証等を取得する場合、その内容を公開し、広く活用されるよう普及を図るもの
- (3) その他
要領別紙 1 の第 2 の 1 の (1) の事業内容には、附帯施設の整備を含む（電気・上下水道工事等は除く）。

	その他	具体名		
合・単板加工施設装置	(注) 木材製材施設のほか 単板製造機械 単板乾燥装置 調板機械 接着機械 合板仕上・処理機械 ロータリーレース ドライヤー その他	具体名		式 式 式 式 式 台
ブレカット加工施設装置	(注) 木材製材施設のほか 柱加工機 構架材加工機 仕口加工機 クロスカットソー 加工盤反転装置 角のみ盤 その他	具体名		台 台 台 台 台 台
チップ加工施設装置	選別機 剥皮施設 チップパー チップ吹上装置 集じん装置 チップスクリーン 研磨機 作業用建物 チップサイロ 管理棟 貯木場整備新設 貯木場整備増設 貯木場改良・舗装 その他	具体名	棟 棟 棟 箇所 箇所 箇所	台 式 台 式 式 台 台 m ² m ² m ² m ² m ² m ² -
木材加工施設装置	(注) 木材製材施設のほか 木工鋸盤 かんな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 サンダー 丸棒加工機 木工工具研削盤 ジョインター 接着機械 その他	具体名		台 台 台 台 台 台 台 台 台 台
木材材質高度化施設装置	木材乾燥機 防虫・防腐施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 その他	具体名	棟 棟 棟	基 式 m ² m ² m ²
丸棒加工施設装置	(注) 木材製材施設のほか 丸棒加工機 その他	具体名		台
杭加工施設装置	(注) 木材製材施設のほか 杭加工機 結束機 その他	具体名		台 台
木材処理加工用機械	ログローダ フォークリフト クレーン ホイールクレーン 機械保管倉庫 その他	具体名	棟	台 台 台 台 m ²
品質向上・物流拠点施設装置	木材乾燥機 木質資源利用ボイラー施設 木質バイオマス発電施設 モルダ グレーディングマシン 含水率計(設置型) マーキング装置 自動製品選別装置 作業用建物 管理棟 製品保管・配送施設 その他	具体名	棟 棟 棟	基 式 式 台 台 台 台 台 m ² m ² m ² -
新しい木材活用のための加工供給施設	グレーディングマシン 含水率計(設置型) モルダ マーキング装置 木材強度性能等計測装置 自動製品選別装置 木材注薬等処理施設 木材乾燥機 木質資源利用ボイラー施設 作業用建物 製品保管・配送施設	具体名	棟	台 台 台 台 式 台 式 基 式 m ² m ²

	20 地域材の安定的・効率的な供給体制の整備や需要の開拓に必要な調整・調査・普及・研修等の取組	・原木の生産・流通・加工に関する現況調査 ・間伐材等需給調整会議開催 ・モデル的事業等の普及 ・研修会、現地検討会の開催等 ・コンサルタント委託 ・その他	具体名				式
	21 その他事業実施に必要な事業	・その他	具体名				式

第2 森林整備加速化・林業再生推進整備交付金

1 新規用途導入促進事業	01 C L Tを用いた建築物の実証支援	C L T建築等の施工性のデータ収集等を目的とした建築物の実証 その他	建築物の設計 建築物の建設 その他	具体名			式 -	
		C L Tを用いた建築物の実証に必要な実験等	基本構想の企画・検討 建築物の実証に必要な部材等の実験 実証データの分析 その他	具体名			式 式 -	
	02 木質部材や工法の開発・普及等に対する取組を支援	製材用材の利用価値を高める技術開発など地域の特性に応じた木質部材や工法の開発・普及等	試験体の作成 試験体の性能等の調査に係る試験	製材用材の利用価値向上に必要な部材・工法等の高度化・生産性向上のための試験 製材用材の利用価値向上に必要な部材・工法等の普及活動	具体名			式 式
			その他					-

別表 3 施設別の上限建設費

<p>上限建設費</p>	<p>(1) 路網の整備 県が路線ごとに設定した定額助成の対象となる事業費の1 m当たりの単価が</p> <p>ア 林業専用道(規格相当) 1 路線につき・・・・・・ 50,000円</p> <p>イ 森林作業道 1 路線につき・・・・・・ 4,000円</p> <p>(2) 木材加工流通施設等設整備</p> <p>ア 木材処理加工施設 (ア) 丸棒加工施設 間伐材等消費量 1 m³ につき13万円 (イ) 杭加工施設 間伐材等消費量 1 m³ につき15万円 (ウ) 木材製材施設 間伐材等消費量 1 m³ につき5.5万円 (エ) 集成材加工施設 間伐材等消費量 1 m³ につき9万円 (オ) 合・単板加工施設 間伐材等消費量 1 m³ につき4万円 (カ) プレカット加工施設 間伐材等の製品出荷量 1 m³ につき20万円 (キ) 木材材質高度化施設 間伐材等の製品出荷量 1 m³ につき9.5万円</p> <p>イ 木材集出荷販売施設 (ア) 木材集出荷販売施設 間伐材等取扱量 1 m³ につき1.5万円</p> <p>上記の上限建設費の算定に当たっては、事業計画における間伐材等の年間利用量(原木換算)を使用するものとする。</p> <p>上記において上限建設費の設定を行わなかった施設等についても、徹底した事業費の低減に努めるものとする。</p>
--------------	--

(注) 地域の実情等やむを得ない事由により、上限建設費を超える必要がある場合にあっては、知事に対しその必要性を協議するものとする。

別表4

指標のガイドライン

- 1 個別指標の設定単位は事業主体ごととする。
 2 下表のうち、 は必須、 は事業内容等によりどれか一つ必ず選択、 は事業内容等により必ず選択する指標とする。

メニュー	事業種目	個別指標	個別指標の定義
路網の整備	林業専用道(規格相当)整備 森林作業道整備 森林情報の整備	林内路網密度 森林情報の整備面積	路網密度(m/ha) 森林情報の整備がされた面積(ha) 目標年度は事業実施年度とする。
高性能林業機械等の導入	高性能林業機械等の導入	素材生産量	受益範囲内もしくは事業主体における素材生産量(m3) 目標年度は事業実施年度の翌年度から3年目とする。
未利用間伐材利用促進対策	未利用間伐材の伐倒・集材	搬出材積 伐倒・集材面積	搬出材積(m3) 伐倒・集材面積(ha) 目標年度は事業実施年度とする。
木造公共施設等整備	木造公共施設等整備	地域材利用量 施設利用者数	当該施設による地域材利用量(m3) 当該施設による施設利用者数(人) 目標年度は事業実施年度の翌年度から3年目とする。
木質バイオマス利用施設等整備	木質バイオマス加工流通施設等整備 木質バイオマスエネルギー利用施設整備	木質バイオマス利用量	当該施設における木質バイオマス利用量(m3) 目標年度は事業実施年度の翌年度から3年目とする。
	木質バイオマス調達等支援	木質バイオマス利用量	当該施設における木質バイオマス利用量(m3) 目標年度は事業実施年度の翌年度から3年目とする。
木材加工流通施設等整備	ストックポイント整備【ストック】 間伐材等加工流通施設整備【木材加工】	間伐材等利用(流通)量【ストック】 間伐材等利用(流通)量【木材加工】 間伐材等利用(加工)量【木材加工】 間伐材等利用(乾燥)量【木材加工】	当該施設による間伐材等の流通量(m ³) 当該施設による間伐材等の流通量(m ³) 当該施設による間伐材等の加工量(m ³) 当該施設による間伐材等の乾燥量(m ³) 目標年度は事業実施年度の翌年度から3年目とする。
原木しいたけ競争力強化対策	生産資材導入支援	植菌量 生産量 販売価格 生産コスト	実施主体における対象品目の植菌量(本等) 実施主体における対象品目の生産量(t,kg,m3等) 実施主体における対象品目の販売価格(円/t,kg,m3等) 実施主体における対象品目の生産コスト(千円/t,kg,m3等) 目標年度は事業実施年度の翌年度から3年目とする。
新規用途導入促進事業	CLTを用いた建築物の実証支援 木質部材や工法の開発・普及等に対する取組を支援	実証データの収集項目数 地域材利用(加工)量	当該事業から得られるCLTの普及に向けた実証データの収集項目数(件) 当該事業による事業者の地域材利用(加工)量(m3) 目標年度は事業実施年度の翌年度から3年目とする。

注 本表における「木質バイオマス」とは、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」について(平成24年6月18日付け24林政利第37号林野庁長官通知)に定める「間伐材等由来の木質バイオマス」又は「一般木質バイオマス」(ただし、地域の森林由来のものに限る。)をいう。

交付金交付申請書（要綱第 1 号様式）の添付書類

事業メニュー	様式
1 路網の整備	路網の整備参考様式、事業箇所一覧表、別に指示する様式
2 高性能林業機械等の導入	高性能林業機械等の導入参考様式、事業実施計画書、事業実施工程表、別に指示する様式
3 未利用間伐材利用促進対策	間伐参考様式、事業箇所一覧表、別に指示する様式
4 木造公共施設等整備	木造公共施設等整備参考様式、事業実施計画書、事業実施工程表、別に指示する様式
5 木質バイオマス利用施設等整備	木材加工流通施設等整備・木質バイオマス利用施設等整備参考様式、事業実施計画書、事業実施工程表、別に指示する様式
6 木材加工流通施設等整備	木材加工流通施設等整備・木質バイオマス利用施設等整備参考様式、事業実施計画書、事業実施工程表、別に指示する様式
7 原木しいたけ競争力強化対策	事業実施計画書、別に指示する様式
8 森林整備加速化・林業再生整備 附帯事業	協議会の運営等参考様式、別に指示する様式
9 新規用途導入促進事業	事業実施計画書、別に指示する様式

様式 1

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

団体名
氏 名

山梨県森林整備加速化・林業再生交付金事業計画書の素案

山梨県森林整備加速化・林業再生交付金実施要領の第 3 の 1 の規定に基づき、
事業計画書の素案を添えて報告します。

	指導等事業費														
	森林整備加速化・林業再生整備交付金 計														
森林整備加速化・林業再生推進交付金	1. 新規用途導入促進事業			計											
	合計														
総 計															

(注) 1 メニューごとの個別指標については、要領別表4に定める事項を記載すること。

2 事業種目については、要領別表2の該当事業種目を、事業内容については、要領別表2の工種又は区分(必要に応じて具体名を併せて記載。)及び数量を記載すること。

3 実施市町村は、事業を予定している市町村名を記載すること。

4 事業実施主体ごとに計、メニューごとに合計及び全ての計を総計に記載すること。

5 木材加工流通施設等整備の個別指標の目標値の欄については、上段に目標量を、下段に現状値に対する目標値の増加量をそれぞれ記載すること。

6 その他(メニュー毎に該当する場合は、以下の項目を備考欄に記載すること。)

(1) 木造公共施設等整備については、当該施設整備に要する地域材の材積

(2) 木質バイオマス利用施設等整備については、バイオマスタウン構想又はバイオマス産業都市構想に基づく取組については、バイオマスタウン構想又はバイオマス産業都市構想の名称及び公表年月日を、木質バイオマス

(「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」について(平成24年6月18日付け24林政利第37号林野庁長官通知)に定める「間伐材等由来の木質バイオマス」又は「一般木質バイオマス」(ただし、地域

(3) 木造公共施設等整備の学校関連施設整備のうち、エコスクールに関する取組については、認定学校名

(4) 新規用途導入促進事業については、具体的に収集する実証データ

(5) 高性能林業機械等の導入については、機械導入年度を始期とした3年間の各年度及び3年間平均の素材生産実績量

(6) 高性能林業機械等の導入について、貸付を行う事業を実施する場合は、利用者の名称

(7) 高性能林業機械等の導入について、ハイブリッド型の機械を導入する場合は、(ハイブリッド型)と記載すること。

* 行については、適宜加除のこと。

様式3

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

団体名

氏 名

印

山梨県森林整備加速化・林業再生交付金事業着手状況報告書

山梨県森林整備加速化・林業再生交付金実施要領第9の規定に基づき、事業の着手状況について次のとおり報告します。

(区分を以下により記載する)

区分:森林整備加速化・林業再生整備交付金

区分:森林整備加速化・林業再生推進交付金

事業種目	
工種又は施設	
施工箇所	
事業量	
事業費	
事業費内訳	
請負者	住所 氏名
工期	契約 年 月 日 完成 年 月 日 着手 年 月 日
備考	

(注) 事業費内訳には請負金額、入札差金、事務雑費、工事雑費、実施設計費等を記載する。
入札願末書、契約書の写しを添付すること。

様式4

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

団体名

氏 名

印

山梨県森林整備加速化・林業再生交付金事業進捗状況報告書

山梨県森林整備加速化・林業再生交付金実施要領第9の規定に基づき、 月分の事業の進捗状況について次のとおり報告します。

(区分を以下により記載する)

区分:森林整備加速化・林業再生整備交付金

区分:森林整備加速化・林業再生推進交付金

事業種目								
工種又は施設								
施工箇所								
工 期	契約 着手	年 年	月 月	日 日	完成	年	月	日
事業費								
補助金交付決定額								
今回出来形	出来型金額		進捗率					
出来形累計	出来型金額		進捗率					
計画進捗率								
備 考								

(注) 備考には作業工種・内容等を記載する。

山梨県知事 殿

所在地
団体名
氏 名 印

山梨県森林整備加速化・林業再生交付金事業完成報告書

山梨県森林整備加速化・林業再生交付金実施要領第10の規定に基づき、次のとおり完成したので報告します。

(区分を以下により記載する)
区分:森林整備加速化・林業再生整備交付金
区分:森林整備加速化・林業再生推進交付金

事 業 種 目	
工 種 又 は 施 設	
施 工 箇 所	
事 業 量	
事 業 費	
事 業 費 内 訳	
請 負 者	住所 氏名
工 期	契約 年 月 日 完成 年 月 日 着手 年 月 日
備 考	

(注) 事業費内訳には請負金額、入札差金、事務雑費、工事雑費、実施設計費等を記載する。
完成写真を添付すること。

様式6

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

団体名

氏 名

印

山梨県森林整備加速化・林業再生交付金事業達成状況調査報告書

山梨県森林整備加速化・林業再生交付金実施要領第12の規定に基づき、事業計画の達成状況について報告します。

(区分を以下により記載する)

区分:森林整備加速化・林業再生整備交付金

区分:森林整備加速化・林業再生推進交付金

(注)様式6別紙を添付すること。

様式6 別紙

事業の達成状況

(区分を以下により記載する)

区分:森林整備加速化・林業再生整備交付金

区分:森林整備加速化・林業再生推進交付金

メニュー	事業種目	事業主体	施設等区分	実施年度	目標	報告年度			目標年度	備考

(注)

1 「目標」の欄には、個別指標及び目標値を記入すること。

2 「報告年度」及び「目標年度」の欄には、上段に目標値に対する各年度の実績を、下段に達成率(実績/目標値)を記入する。なお、目標値に対して、実績が著しく低迷した場合は、その対処方針を備考欄に記入すること。

3 実績については、その調査方法と調査年月日を備考欄に記載すること。(別様可)

4 報告年度については、本要領第12に基づくこと。

補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について

補助事業等に要する人件費の算定方法や適正な執行等について、別に規定している補助事業等を除き、以下の方法によることとする。

1. 補助事業等に係る人件費の基本的な考え方

(1) 人件費が補助対象として認められている補助事業等における、補助事業等に要する人件費とは、補助事業等に直接従事する者（以下「事業従事者」という。）の直接作業時間に対する給料その他手当をいい、その算定にあたっては、原則として以下の計算式により構成要素ごとに計算する必要がある。

$$\text{人件費} = \text{時間単価}^1 \times \text{直接作業時間数}^2$$

1 時間単価

時間単価については、交付時に後述する算定方法により、事業従事者一人一人について算出し、原則として額の確定時に時間単価の変更はできない。

ただし、以下に掲げる場合は、額の確定時に時間単価を変更しなければならない。

- ・事業従事者に変更があった場合
- ・事業従事者の雇用形態に変更があった場合（正職員が嘱託職員として雇用された等）
- ・交付先における出向者の給与の負担割合が変更された場合
- ・超過勤務の概念がない管理職や研究職等職員（以下、「管理者等」という。）が当該補助事業等に従事した時間外労働の実績があった場合

2 直接作業時間数

正職員、出向者及び嘱託職員

直接作業時間数については、当該補助事業等に従事した実績時間についてのみ計上すること。

管理者等

原則、管理者等については、直接作業時間数の算定に当該補助事業等に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることはできない。ただし、当該補助事業等のためやむを得ず時間外も業務を要することとなった場合は、直接作業時間数に当該補助事業等に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることができることとする。

(2) 一の補助事業等だけに従事することが、雇用契約書等により明らかな場合は、上記によらず次の計算式により算定することができる

$$\text{人件費} = \text{日額単価} \times \text{勤務日数}$$

$$\text{人件費} = \text{給与月額} \times \text{勤務月数} \quad (\text{1月に満たない場合は、日割り計算による})$$

2. 実績単価による算定方法

補助事業等に要する人件費の時間単価は、以下の計算方法（以下「時間単価計算」という。）により算定する。（円未満は切り捨て。）

< 時間単価の算定方法 >

正職員、出向者（給与等を全額交付先で負担している者に限る）及び嘱託職員の人件費時間単価の算定方法

原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

・年間総支給額及び年間法定福利費の算定根拠は、「前年支給実績」を用いるものとする。ただし、中途採用など前年支給実績による算定が困難な場合は、別途交付先と協議のうえ定めるものとする（以下、同じ。）。

・年間総支給額は、基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当等の諸手当及び賞与の年間合計額とし、時間外手当、食事手当などの福利厚生面で補助として支給されているものは除外する（以下、同じ。）。

・年間法定福利費は健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む。）、労働保険料、児童手当拠出金、身体障害者雇用納付金、労働基準法の休業補償等の年間事業者負担分とする（以下、同じ。）。

・年間理論総労働時間は、営業カレンダー等から年間所定営業日数を算出し、就業規則等から1日あたりの所定労働時間を算出し、これらに乗じて得た時間とする（以下、同じ。）。

出向者（給与等の一部を交付先で負担している者）の時間単価の算定方法
出向者（給与等の一部を交付先で負担している者）の時間単価は、原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = \text{交付先が負担する(した)(年間総支給額 + 年間法定福利費)} \div \text{年間理論総労働時間}$$

・事業従事者が出向者である場合の人件費の精算にあたっては、当該事業従事者に対する給与等が交付先以外（出向元等）から支給されているかどうか確認するとともに、上記計算式の年間総支給額及び年間法定福利費は、補助事業者が負担した額しか計上できないことに注意すること。

管理者等の時間単価の算定方法

原則として管理者等の時間単価は、下記の（１）により算定する。ただし、やむを得ず時間外に当該補助事業等に従事した場合は、（２）により算定した時間単価を額の確定時に適用する。

（１）原則

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

（２）時間外に従事した場合

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費}) \div \text{年間実総労働時間}$$

・時間外に従事実績の計上は、業務日誌以外にタイムカード等により年間実総労働時間を立証できる場合に限る。

・年間実総労働時間 = 年間理論総労働時間 + 当該補助事業等及び自主事業等における時間外に従事時間数の合計。

３．直接作業時間数を把握するための書類整備について

直接作業時間数の算定を行うためには、実際に事業に従事した事を証する業務日誌が必要となる。また、当該業務日誌において事業に従事した時間のほか、他の業務との重複がないことについて確認できるよう作成する必要がある。

【業務日誌の記載例】

(4月) 所属 ○○○部 ××課 役職 ○○○○ 氏名 ○○ ○○ 時間外手当支給対象者か否か

時 日	0	...	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	業務時間及び業務内容		
1				← A →				← B →													A(3h)○○検討会資料準備 B(5.25h)○○調査打ち合わせ	
2				← A →				← A →			← C →										A(6h)○○検討会資料準備、 検討会 C(2h)○○開発打ち合わせ	
3				← D →				← B →			← A →										D(3h)自主事業 B(2h)○○調査打ち合わせ A(4h)現地調査事前準備	
4				← A →																	A(9.5h)○○調査現地調査	
5				← A →				← D →														A(3h)○○検討会資料準備 D(5h)自主事業
.																						
.																						
.																						
30																						
31																						
勤務時間管理者 所属：○○部長 氏名：○○○○ 印												A:○○○○委託事業(○○農政局) B:○○○○委託事業(○○農政局) C:○○○○補助事業(○○局) D:自主事業				合計		A(○○h) B(○○h) C(○○h) D(○○h)				

人件費の対象となっている事業従事者毎の業務日誌を整備すること。(当該補助事業等の従事時間と他の事業及び自主事業等の従事時間・内容との重複記載は認められないことに留意する。)

業務日誌の記載は、事業に従事した者本人が原則毎日記載すること。(数週間分まとめて記載することや、他の者が記載すること等、事実と異なる記載がなされることがないよう適切に管理すること。)

当該補助事業等に従事した実績時間を記載すること。なお、所定時間外労働(残業・休日出勤等)時間を含める場合は、以下の事由による場合とする。

- ・補助事業等の実施にあたり、平日に所定時間外労働が不可欠な場合。
- ・補助事業等の実施にあたり、休日出勤(例：土日にシンポジウムを開催等)が必要である場合で、交付先において休日手当を支給している場合。ただし、支給していない場合でも交付先において代休など振替措置を手当している場合は同様とする。

昼休みや休憩時間など勤務を要しない時間は、除外すること。

当該補助事業等における具体的な従事内容がわかるように記載すること。なお、補助対象として認められる用務による出張等における移動時間についても当該補助事業等のために従事した時間として計上できるが、出張行程に自主事業等他の事業が含まれる場合は、按分計上を行う必要がある。

当該補助事業等以外の業務を兼務している場合には、他の事業と当該補助事業等の従事状況を確認できるように区分して記載すること。

勤務時間管理者は、タイムカード(タイムカードがない場合は出勤簿)等帳票類と矛盾がないか、他の事業と重複して記載していないかを確認のうえ、記名・押印する。

1 路網の整備 参考様式

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業の内容

(2) 経費の配分

経費の区分	実施延長 (m)	経費の内訳			計	備考
		県補助金	市町村費	その他		
		円	円	円		
計						

備考欄には、補助率等を記載する。

3. 事業完了予定年月日

平成 年 月 日

4. 収支予算(精算)

(1) 収入

経費の区分	予算(精算)額			計
	県補助金	市町村費	その他	
	円	円	円	円
計				

(2) 支出

経費の区分	予算(精算)額	算出基礎
	円	
計		

5. 添付書類

- (1) 事業箇所一覧表(別紙様式)
- (2) 事業位置図
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 高性能林業機械等の導入 参考様式

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業の内容

(2) 経費の配分

経費の区分	経費の内訳			計	備考
	県補助金	市町村費	その他		
	円	円	円		
計					

備考欄には、補助率等を記載する。

3. 事業完了予定年月日

平成 年 月 日

4. 収支予算(精算)

(1) 収入

経費の区分	予 算 (精 算) 額			計
	県補助金	市町村費	その他	
	円	円	円	円
計				

(2) 支出

経費の区分	予算(精算)額	算出基礎
	円	
計		

5. 添付書類

- (1) 交付金交付申請書には、事業実施計画書を添付すること。
- (2) 交付金実績報告には、領収書又は請求書の写し、完成写真を添付すること。
- (3) その他知事が必要と認める書類を添付すること。

事業実施計画書

1 事業の概要

事業種目	工種又は区分	事業内容
		(1) 受益対象地域の範囲 (2) 素材生産との関連 (3) 事業効果

(注) 工種又は区分には、別表1「工種又は区分」の該当する項目を記載すること。

2 利用計画等

事業種目	受益戸数	素材生産量				機能要件に係る指標 (素材生産量の伸び率)	備考
		現状	将来				
		年度	年度	年度	年度		

- (注) 1 利用計画における現状は、機械の導入年度の計画値を、将来は、整備年の翌年を始期として3年間の各年度の計画値を記載する。
 2 機能要件に係る指標は、機械導入年度を始期とした4年間の素材生産量の伸び率を記載する。
 3 備考欄には、機械導入年度を始期とした3年間平均の素材生産量を記載する。

3 添付資料

- (1) 位置図、配置図等
- (2) 概算機械経費明細書
- (3) 導入する機械のカatalog等
- (4) 費用対効果分析報告書

森林整備加速化・林業再生交付金の事業評価実施要領(平成27年2月3日付け26林整計第748号林野庁長官通知)により作成すること。

(5) その他

事業費、機能要件の積算の基礎を整備しておくほか、利用計画(生産計画等)、団体等の規約・定款、機械施設の運営規定、事業に関する収支計画、事業成果等、事業計画の参考となる資料を整備しておくものとする。また、現在の状況から変化を定量的に示すフロー図等を適宜添付する。

間伐 参考様式

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業の内容

(2) 経費の配分

経費の区分	実施面積 (ha)	経費の内訳			計	備考
		県補助金	市町村費	その他		
		円	円	円		
計						

備考欄には、補助率等を記載する。

3. 事業完了予定年月日

平成 年 月 日

4. 収支予算(精算)

(1) 収入

経費の区分	予算(精算)額			計
	県補助金	市町村費	その他	
	円	円	円	円
計				

(2) 支出

経費の区分	予算(精算)額	算出基礎
	円	
計		

5. 添付書類

- (1) 事業箇所一覧表(別紙様式)
- (2) 事業位置図
- (3) その他知事が必要と認める書類

4 木造公共施設等整備 参考様式

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業の内容

(2) 経費の配分

経費の区分	経費の内訳			計	備考
	県補助金	市町村費	その他		
	円	円	円		
計					

備考欄には、補助率等を記載する。

3. 事業完了予定年月日

平成 年 月 日

4. 収支予算(精算)

(1) 収入

経費の区分	予 算 (精 算) 額			計
	県補助金	市町村費	その他	
	円	円	円	円
計				

(2) 支出

経費の区分	予算(精算)額	算出基礎
	円	
計		

5 添付書類

- ・ 交付金交付申請書には、事業実施計画書を添付すること。
- ・ 交付金実績報告には、請負契約書の写し、完成写真、精算設計書、精算図面を添付すること。
- ・ その他知事が必要と認める書類を添付すること。

- (注) 1 室別利用計画表については、原則として、平面図に記載された部屋全てについて記載のこと。
- 2 利用目的欄は、「 教室」、「 観察会」、「 研修会」等の主な行事内容を記載のこと。
- 3 利用者欄は、「小中学生」、「 イベント参加者」、「地元住民」、「都市住民」等利用目的欄に記載した行事の主な参加者を記載のこと。
- 4 1 部屋に複数の利用目的がある場合、利用対象者、行事回数、1 回当たり平均利用者数、年間延べ人数はそれぞれの利用目的毎に記載のこと。

3 事業成果の目標

区 分	現在 (実数)	目標 (実数)	伸び率 (%)	備 考
1 構造改革プログラムに定める数値				
2 当該施設の目標数値				
3 施設利用者数				

(注) 施設利用者数の目標欄には、施設整備完了後の翌年度から数えて3年目の実人数を記載する。

4 添付資料

- (1) 位置図、配置図、平面図、立面図
- (2) 実施設計書
- (3) 費用対効果分析報告書

森林整備加速化・林業再生交付金の事業評価実施要領(平成27年2月3日付け26林整計第748号林野庁長官通知)により作成すること。

5, 6 木材加工流通施設等整備・木質バイオマス利用施設等整備 参考様式

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業の内容

(2) 経費の配分

経費の区分	経費の内訳			計	備考
	県補助金	市町村費	その他		
	円	円	円		
計					

備考欄には、補助率等を記載する。

3. 事業完了予定年月日

平成 年 月 日

4. 収支予算(精算)

(1) 収入

経費の区分	予 算 (精 算) 額			計
	県補助金	市町村費	その他	
	円	円	円	円
計				

(2) 支出

経費の区分	予算(精算)額	算出基礎
	円	
計		

5 添付書類

(1) 交付金交付申請書には、事業実施計画書を添付すること。

(2) 交付金実績報告には、請負契約書の写し、完成写真、精算設計書、精算図面を添付すること。

(3) その他知事が必要と認める書類を添付すること。

事業実施計画書

1 事業の概要

事業種目	工種又は区分	事業内容
		(1) 設置場所 (2) 施設導入のねらい (3) 間伐材等を効果的に利用するための工夫 (4) 周辺地域への波及効果を確保する措置 (5) 供給、利用計画等 (6) 運用計画

- (注) 1 工種又は区分には、別表1「工種又は区分」の該当する項目を記載すること。
 2 設置場所は、字・地番まで記載する。
 3 供給、利用計画等は、施設設置後おおむね3年間の木質バイオマス供給量、利用量等を数値で記載する(別紙可)。
 また、原料の確保、製品の販路、目標年度における木質バイオマス利用量等を記載する。
 4 運用計画については、施設の管理や利用方法、供給体制や利用促進の取組等を明らかにする。

2 事業成果の目標

区 分	現 況	目 標 (計画)	伸び量	伸び率 (%)	備考
機能要件の検証 指標： 構造改革プログラムに定める数値 当該施設の目標数値					

- (注) 現況は最近3ヵ年の平均値を、目標は事業実施年度の翌年度から起算して3年目の数値を記載する。

3 収支計画

事業実施主体	区 分	収 支			備 考
		項 目	現 在	将 来	
		収 入			
		支 出			
		差 引			

- (注) 1 収支を伴う施設を導入する場合に作成する。
 2 貸付を計画している事業については、事業主体の収支計画と、それぞれの利用予定者の収支を合算した収支計画の2種類を作成する。
 3 現在の収支には、最近3ヵ年の平均収支を記載し、将来の収支には、この事業による施設(機械)導入後(おおむね3年後)の収支を記載する。
 4 収入は、販売額又は利用料等とし、その積算根拠を添付する。

4 事業の実施体制等

事業主体 (事業主体区分)	構成員 の内容	構成員 数	法人・任意 団体の別	出 資 金	事業種目 (工種又は施設区分)	施設の管理 運営	補助残に対 する自己資 金の割合	備 考
				千円			%	
計								

- (注) 1 事業主体区分が、県、市町村、森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会に区分される時は構成員の内容、構成員数及び法人・任意団体の別は空欄とする。
- 2 構成員の内容及び構成員数は、構成員の業種毎に記載するとともに、構成員ごとの住所、保有山林面積、出資金、を記載した内訳表を添付する。
- 3 法人・任意団体の別は、中小企業等協同組合法に規定する協同組合、協業組合、企業組合等の別又は任意団体の別を記載する。
- 4 施設の管理運営は施設の管理・運営の基準等を規定する文書名を記載する。

5 経営診断の結果を反映した事項

事業主体	施設名	経営診断実施 年月日	経営診断を 実施した者	主な指摘事項	指摘を踏まえた 内容	備 考

- (注) 事業費がおおむね 5,000 万円以上の収支を伴う施設の場合に作成する。

6 添付資料

- (1) 位置図、配置図等
- (2) 実施設計書(施設・機械経費明細書)
- (3) 費用対効果分析報告書
森林整備加速化・林業再生交付金の事業評価実施要領(平成27年2月3日付け26林整計第748号林野庁長官通知)により作成すること。
- (4) その他
事業費、機能要件の積算の基礎を整備しておくほか、利用計画(生産計画等)、団体等の規約・定款、機械施設の運営規定、事業に関する収支計画、事業成果等、事業計画の参考となる資料を整備しておくものとする。また、現在の状況から変化を定量的に示すフロー図等を適宜添付する。

事業実施計画書

1 事業の概要

事業種目	工種又は区分	事業内容
		(1) 事業実施の方法 (2) 受益対象地域の範囲 (3) 事業効果

(注) 工種又は区分には、別表1「工種又は区分」の該当する項目を記載すること。

2 利用計画等

事業種目	利用計画			機能要件に係る指標 ()		備考
	受益戸数	生産量等		現状	将来	
		現状	将来			

(注) 1 受益戸数は、事業主体の構成員数又は利用する戸数とする。

2 利用計画における現状は最近3ヵ年の平均値を、将来は整備後おおむね3年後における目標値を記載する。

3 機能要件の指標の欄の()には、生産量、生産コストの縮減等、機能要件に係る指標を記入し、現状は最近3ヵ年の平均値を、将来は整備後おおむね3年後における目標値を記載する。(ただし、原木しいたけ競争力強化対策については、現状の欄に効果発現時期の直近の3年間の平均値を記載する。)

4 収支計画

事業実施主体	区分	収支			備考
		項目	現在	将来	
		収入			
		支出			
		差引			

(注) 1 収支を伴う施設を導入する場合に作成する。

2 貸付を計画している事業については、事業主体の収支計画と、それぞれの利用予定者の収支を合算した収支計画の2種類を作成する。

3 現在の収支には、最近3ヵ年の平均収支を記載し、将来の収支には、この事業による施設(機械)導入後(おおむね3年後)の収支を記載する。

4 収入は、販売額又は利用料等とし、その積算根拠を添付する。

5 事業の実施体制等

事業主体 (事業主体区分)	構成員 の内容	構成員 数	法人・任意 団体の別	出資金	事業種目 (工種又は施設区分)	施設の管理 運営	補助残に対 する自己資 金の割合	備考
				千円			%	
計								

- (注) 1 事業主体区分が、県、市町村、森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会に区分される時は構成員の内容、構成員数及び法人・任意団体の別は空欄とする。
- 2 構成員の内容及び構成員数は、構成員の業種毎に記載するとともに、構成員ごとの住所、保有山林面積、出資金、を記載した内訳表を添付する。
- 3 法人・任意団体の別は、中小企業等協同組合法に規定する協同組合、協業組合、企業組合等の別又は任意団体の別を記載する。
- 4 施設の管理運営は施設の管理・運営の基準等を規定する文書名を記載する。

6 経営診断の結果を反映した事項

事業主体	施設名	経営診断実施 年月日	経営診断を実 施した者	主な指摘事項	指摘を踏まえた 内容	備考

(注) 事業費がおおむね 5,000 万円以上の収支を伴う施設の場合に作成する。

7 添付資料

- (1) 位置図、配置図等
- (2) 実施設計書(施設・機械経費明細書)
- (3) 費用対効果分析報告書

森林整備加速化・林業再生交付金の事業評価実施要領(平成27年2月3日付け26林整計第748号林野庁長官通知)により作成すること。

(4) その他

事業費、機能要件の積算の基礎を整備しておくほか、利用計画(生産計画等)、団体等の規約・定款、機械施設の運営規定、事業に関する収支計画、事業成果等、事業計画の参考となる資料を整備しておくものとする。また、現在の状況から変化を定量的に示すフロー図等を適宜添付する。

協議会の運営等 参考様式

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業の内容

(2) 経費の配分

経費の区分	経費の内訳			計	備考
	県補助金	市町村費	その他		
	円	円	円	円	
計					

備考欄には、補助率（定額）等を記載する。

3. 事業完了予定年月日

平成 年 月 日

4. 収支予算（精算）

(1) 収入

経費の区分	予算（精算）額			計
	県補助金	市町村費	その他	
	円	円	円	円
計				

(2) 支出

経費の区分	予算（精算）額	補助対象経費 費目	経費の積算内訳
	円		
計			

5. 添付書類

(1) 協議会規約

(2) 協議会名簿

(3) その他知事が必要と認める書類

事業箇所一覧表（伐倒・集材）

所在場所			伐倒・集材を実施する（路網整備付近）森林の現況				伐倒・集材事業（注）				対図番号 又は 林小班名	備考
市町村(郡)	字(大字) 又は林班	地番 又は 小班	面積 (ha)	樹種 又は 林相	林齢	適用	伐倒・集材の方法	伐倒立木材積 (m ³)	伐倒率 (%)	伐倒・集材の内容		
合計												

(注) 間伐事業について

伐倒・集材の方法は、切捨、搬出の別を記載

伐倒・集材の内容は、不用木の除去、不用木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、その他附帯施業等を記載

なお、関連条件整備費が必要な場合は、関連条件整備活動を列記

別紙様式

計画箇所一覧表（路網の整備）

路網起点			路網終点			路線名	路網整備 の内容(注)		対図 番号 又は 林小 班名	備考
市町村(郡)	字(大字) 又は林班	地番 又は 小班	市町村(郡)	字(大字) 又は林班	地番 又は 林班		開設 延長 (m)	幅員 (m)		
合計										

(注)路網整備の内容について
 林業専用道整備、森林作業道整備を記載
 関連条件整備費が必要な場合は、関連条件整備活動を列記